

中 国

中華人民共和国

面 積 960万km²

人 口 11億8517万人 (1993年末)

首 都 北京

言 語 漢語, チベット語, モンゴル語, ウイグル語等

宗 教 道教, 仏教, イスラム教, キリスト教

政 体 社会主義共和制

元 首 江沢民国家主席

通 貨 元 (1米ドル=5.80元, 1993年末現在)

売渡しと買入れの中値。対日は93年末で1元=19.20円

会計年度 曆年に同じ



1993年の中国

市場経済化の加速、一党政制の強化

おお にし やす お まる かわ とも お
大 西 康 雄・丸 川 知 雄

1993年の4月と5月、世界銀行とIMFは中国経済の現状とその将来性を高く評価するレポートを相次いで発表した。事実、93年の中国経済は過熱現象を伴いながらも二桁成長を持续し、全途上国向け外国直接投資総額(世界銀行予測数値)の3分の1以上にあたる258億ドル(実績ベース)を吸收するなど、折からの世界的不況の中でその躍進ぶりが注目を集めめた。こうした経済の活況が開始以来15年を経過した改革・開放政策の成果であることは疑いない。

しかし、1993年はまた、改革・開放政策がもたらした問題点が改めてクローズアップされた年でもあった。特に目立ったのは、市場経済化が追求される中で市場経済のルールすら無視する経済行為が横行したこと、中国共産党(以下、共産党)一党政制に起因する各種の腐敗現象がはなはだしくなったこと、さらには、各地域・階層間の格差が拡大し、経済発展の恩恵に浴せない地域・階層の側の不満が高まったことなどである。

3月の第8期全国人民代表大会第1回会議において江沢民共産党総書記の国家主席兼任などの重要人事を決定した現政権は、経済分野での自由化(市場経済化)、政治分野での引き締め(一党政制強化)という「6・4天安門事件」以来の二元的対応を継続する体制を固めたといえる。ただ、今後短期的には、経済面で引き締め政策をとらざるを得ない情勢であり、そうした中で従来は覆い隠されてきた各種の不満が表面化する可能性がある。中長期的に見ても、腐敗や格差拡大に対する不満は必ずしも経済成長だけで解消されるものではない。また、改革・開放政策がもたらした社会の流動化、価値観の多様化の中で、共産党一党政制そのものが着実に弛緩しつつあることも見ておかねばならない。現政権がいつまで二元的対応をとり続けることができるのかは不明である。

一方、目を対外関係に転ずると、1993年には数

年来追求してきた全方位善隣友好外交が仕上げ段階を迎えたといえる。ASEAN各国、インド、ベトナムの首脳が相次いで訪中したのをはじめCIS諸国との関係も良好であった。しかし、アメリカとの間では対中最惠国待遇供与問題を皮切りに1年を通じて摩擦が絶えなかった。また、香港民主化提案をめぐるイギリスとの角逐も続いている。こうした懸案を善隣友好の強調や実務主導で打開することは難しく、対外関係においても新たな政策的対応が求められている。

1993年には、江沢民への権力集中によって「ポスト鄧小平」体制の枠組みが一応形作られたが、内外ともに待ち受ける難題が多い。その進路は必ずしも楽観を許すものではないといえる。

内 政 ■■

◎鄧小平後継体制の模索 「改革・開放の総設計士」と尊称される鄧小平もすでに89歳となり、1993年の内政面での最大のトピックは「ポスト鄧小平」体制の枠組みがどのように形作られるかであった。3月15~31日に開催された第8期全国人民代表大会(以下、8全人代)第1回会議はこの意味で注目されたが、結果は江沢民が国家主席と国家中央軍事委員会主席に、また、喬石が全人代常務委員長、李鵬が国务院総理にそれぞれ選出された。この人事によって江沢民は共産党・国家・軍の三権を掌握し、形式的には中国の最高権力ポストを兼任するに到了。また、8全人代と並行して開かれた全国政治協商會議第8期第1回会議では李瑞環が主席に選ばれ、ここに共産党のトップたる中央政治局常務委員4人が国政の最高ポストをも分かちあう党・国家一体体制が形成されたことになる。従来の改革においては、できるだけ共産党への権力集中を避ける道が模索されてきただけに

今回の人事は一種の「逆コース」ともいえる。

かえりみれば、江沢民体制はその出発の当初から二重の任務を負わされてきた。任務の第1は、1989年の「6・4天安門事件」で明らかとなった体制的危機に対処することであり、第2は、鄧小平が切り開いてきた改革・開放路線の総仕上げを行なうことであった。第1の任務を果たすために江体制は、改革慎重派の李鵬を取り込んで「安定・團結」を実現し、経済は自由化、政治は引き締めというあい矛盾する方針を実行してきた。また、第2の任務を果たすためには、朱鎔基副首相に代表されるような経済の実務に明るい人材を抜き重用してきた。江体制は、こうした任務の二重性ゆえにある時は「江李体制」と呼ばれ、またある時は「江朱体制」と呼ばれる複雑な構造を持つことになったのである。

複雑な体制がバランスを維持し得たのは、ひとえに鄧小平の威信による。8全人代の結果形成された党・国家一体体制は、これまで鄧小平という政治的ストロングマンが果たしていたバランス機能を複数の指導者の権力分掌によって代替させようとする一種の集団指導体制ととらえることができよう。

憲法改正と指導部の世代交替 1993年の内政面における第2のトピックは、8全人代第1回会議における憲法改正である。新憲法では「中国の特色をもつ社会主義」の理論に基づき社会主義現代化建設に力を集中することが「国家の根本任務」だとされ、「国家は社会主義市場経済を実行する」とされるとともに、従来の「国営経済」が「国有経済」に書き換えられた。この改正によって、中国が目指す社会主義の特色が国営(すなわち計画経済)という点にではなく、国有(所有制における国・公有経済の優位)という点にあることが明示された。ここに、92年10月の中国共産党第14回全国代表大会(以下、共産党第14回大会)が打ち出した市場経済化路線は、憲法という最高法規の保証を得て国是となつたわけである。

第3のトピックは、中央、地方各レベルでの指導部の大規模な世代交替である。1993年は15年に1度の「大選」すなわち大規模改選の年であり、省・市・県クラスの共産党委員会、中央から郷鎮に到

る5クラスの国家機関、県クラス以上の政治協商會議の指導部が一斉に改選された。全国で8億の選挙民が投票に参加し、各級人民代表360万人余、各級国家機関指導ポストに数十万人が選出されることになる(『光明日報』1993年1月22日ほか)。選挙自体は信任投票的意味合いが強いものの、これだけの規模で指導者が異動することの影響は無視できないものがある。

國務院人事を見ると、部長クラスの半数近くが入れ替わったが、その特徴としては、(1)各部・委員会の副部長クラスが順当に昇進したケースが目立つこと、(2)全体的に平均年齢が若返り、50歳代の働き盛りが多数を占めるようになったことなどが挙げられよう(『参考資料』①)。改革がさらに具体化するにつれて各分野でテクノクラートの指導力が強まっていることが窺える。

地方指導者の異動も省共産党委員会書記、省長の各3分の1に達した。注目されるのは、一部の省(貴州、浙江)で中央が指名した省長候補(現職省長)が落選し、省全人代代表に推薦された候補が当選したことである。地方の自立化傾向は次第に政治分野にまで及びつつあるといえよう。

改めて近代化を急ぐ軍 1993年における軍の動向のポイントは、第1に92年に引き続き楊白冰(前中央軍事委秘書長、総政治部主任)人脈を排除する形で江沢民体制固めが進められたこと、第2には改めて国防戦略の転換と海空軍を優先した近代化が強調されたようになったこと、第3には近代化推進のために对外軍事交流の再編が図られたことである。

まず第1の点に関しては、12月に中央の三総部(総参謀部、総政治部、総後勤部)、地方大軍区、省級軍区トップの異動が行なわれ、楊白冰派と目される人々が格下げないし更迭された。新任されたのはいずれも江沢民中央軍事委主席ないし劉華清同副主席に近いとされる人物であり、今回の人事の狙いが江沢民体制強化にあることは明らかである(たとえばSouth China Morning Post 1994年1月13日ほか)。また、これに先立って6月には、張万年総参謀長、于永波総政治部主任、傅全有総後勤部長、張連忠海軍司令員、曹双明空軍司令員、朱敦法国防大学校長が上将(大將に相当)に昇進した。6人は楊人脈

排除後の江沢民軍事指導体制を直接支えるメンバーであり、露骨なまでに体制補強を図った論功行賞である。

第2の点に関しては、劉華清らが「積極防御の軍事戦略」を掲げて「領土、領海、領空と海洋権益」の防衛を繰り返し強調しているのが目を引く。前者の「積極防御」という用語から窺えるのは、外敵を国土に引き入れてから「人民戦争」(人海戦術)で撃滅するという従来の戦略がいまや消極的と見なされ、その転換が図られていることである。また、後者の「領海」には東南アジア諸国と係争中の南沙諸島までが含まれ、面積は数百万平方キロに及ぶ。この防衛のためには当然強大な海軍が必要であり、またそれを支援する空軍が必要である。ここから海空軍の優先発展方針が打ち出されている(『求是』1993年第15期所載の劉華清論文ほか)。

第3の点に関しては、特にロシアとの交流が特筆されよう。4月から8月にかけて張連忠海軍司令員、劉華清中央軍事委副主席、張万年総参謀長が代表団を率いて訪ロしたが、ロシア側からもチエコフ大将、カサトノフ海軍司令官第1代理らに続いて11月にはグラチョフ国防相が訪中し、国防省間の協力協定を締結した。ロシア製兵器の導入について、1992年にスホイ27戦闘機26機を購入して以来大きな動きは伝えられていないが、すでに多数のロシア軍事技術者が中国政府に雇用されているとのアメリカ軍事筋情報もあり(『読売新聞』1993年10月16日ほか)、今後両国間の軍事交流はさらに強化されることが予測される。

軍は「6・4天安門事件」以後しばらく続いた政治重視路線を調整し、改めて近代化努力を開始したと見てよいだろう。なお、現在軍において様々な組織上、規律上の問題が深刻化しているようである。たとえば、軍創立記念日を前にした劉華清・張震連名の論文(『人民日报』1993年7月26日)においては「拝金主義、享楽主義、極端な個人主義」などの誤った思想の存在とその悪影響が指摘され、革命の中で培われた優れた伝統でこれを克服しようと呼びかけられている。

こうした誤った思想の一部は、劉・張論文が認めるとおり資本主義諸国の先進的技術や科学的管理方式を学び、市場経済化を進める中でもたらされたものである。資本主義の技術・管理を導入し

ながらその思想的影響を拒絶するという難題にどのように対処するのか、江沢民指導部の力量が試されようとしている。

●市場経済化と民主化 1992年の鄧小平「南巡講話」以降、現政権はその統治の正統性を経済発展の実績に求める方針をさらに明確化している(拙稿「中共14全大会路線下の内政と外交」[『アジアトレンド』63号 1993-III] 参照)。そうであってみれば、過熱をものともせず高度成長が追求されてきたのも当然といえる。しかし、93年にはこうした高度成長そのものが社会的混乱現象の拡大と政治的不安定化をもたらすことになった。

第1には、市場経済化が追求される中で市場経済のルールすら無視する経済行為が横行したことである。特に目立ったのは、1992年から始まった不動産ブーム、株式ブームの中で大量の資金が本来の使途をはずれて投機に向かったことである(『經濟』の項参照)。第2には、こうしたルール無視の経済行為が共産党一党支配体制と結びついて各種の腐敗現象がはなはだしくなったことである。たとえば上記の投機には多数の政府系銀行が関与していたし、各レベルの行政機構がその権限や影響力を使ってビジネスに乗り出す官商一体化現象も横行した。第3には、各地域・階層間の格差が拡大し、経済発展の恩恵に浴せない地域・階層の側の不満が高まったことである。とりわけここ数年は農村部、農民への負担過重が目立ち、80年代中期には縮小傾向にあった都市部との収入格差が再び拡大する傾向にある。農産物の政府買い付けを現金ではなく約束手形(原語「白条」)で行なうことや開発に名を借りた各種の割当金賦課、耕地の転用など農業軽視の風潮の中で農民の不満が高まり、各地で暴動の発生が伝えられもした。

これらの問題は、政治面の改革の遅れが改革全般にとっての障害と化していることを示している。たとえば第1、第2の問題は、基本的には経済改革が不徹底で不正の温床を提供していることに加え、各レベルの共産党・行政幹部が近視眼的に自己利益を追求していることに起因している。また第3の問題は、農村末端の共産党・行政幹部が法によらず恣意的に権力を行使していることに原因があろう。

11月の中国共产党第14期中央委員会第3回総会(以下、14期3中総会)決議(「参考資料」^[8])は、いまだ中途半端な段階に留まっている経済改革を、かなり明確なグランドデザインのもとに全面的市場経済化に向けて推進していく決意を示したものである。ただし、同決議も政治改革については、市場経済化に対応した政府の役割の転換や法制度の整備、腐敗防止などについて触れるに留まっており、依然、本格的政治改革措置を打ち出してはいない。

しかし、本項で述べてきたように、現在問題となっている不正、腐敗は構造的なものであり、これを正すにはそのよってきたる構造自体に手をつけることが求められる。すなわち、共産党と行政機構、企業の分離(原語「党政分開」「党政分開」「政企分開」)を実施した上で、行政権限の法制化、明確化や監察制度の強化、さらには選挙制度の民主化などのより抜本的な政治改革措置を実行することが必要である。

◎全国的反腐敗キャンペーンの展開 8月20～25日北京で共産党中央規律検査委員会第2回総会が開催された。今次総会は、省・自治区・直轄市、国家各部門、軍、人民武装警察の規律検査・監察部門の責任者が出席、江沢民も重要演説を行ない、その際には党政治局常務委員(李鵬を除く)、政治局委員・同候補、書記處書記も顔を揃えるなど重要な会議であった。これ以降マスコミで改めて反腐敗キャンペーンが開始されるとともに、実際の腐敗案件が死刑を含む厳罰主義で処理されていくことになった。

また、総会は反腐敗闘争に関するコミュニケを採択したが、その内容は現在全国で発生している腐敗現象の深刻さを浮き彫りにするものであった。たとえば同コミュニケは、当面の取り組みの重点として県長級・处長級以上の党・政府幹部に以下のことを禁止するとしている——(1)商売、企業経営、有償の仲介活動、職権による家族や友人への優遇条件提供、(2)各種経済実体での兼職、個人的ツケを下属単位に回すこと、(3)株式売買、(4)公務活動に関して謝礼、有価証券、クレジットカードを受け取ること、(5)公費でクラブ会員になったり贅沢な娯楽活動に参加すること。これらは要するに職権乱用に類

する事柄であり、経済分野に集中している。

現在の腐敗の本質は、計画メカニズムが解体され市場メカニズムがまだ有効に機能しないという過渡的状況下で、かつて計画メカニズムを支配してきた党・行政機関とその幹部が既得権限を温存し、「権力と金の取引」を行なっている点にある。こうした「取引」を根絶するには、経済面で市場体制の確立を急ぐと同時に政治面で権力のあり方そのものを改革することが不可欠であろう。

◎少数民族地区、民主化運動の動向 1993年には、再び少数民族の政治的動きが報じられた。まず5月に、チベットのラサで大規模なデモが発生した。新華社電、外電を総合すると、デモは数百人規模で灯油、バターの値上げ反対など経済的要求を掲げて市の中心部を行進、警察部隊に鎮圧されて約20人のチベット人が逮捕されたという。チベット独立などの政治的要求は叫ばなかったとされるが、デモ当日は中国人民解放軍による「チベット無血解放」43周年記念日の翌日であり、明らかに事前に周到に準備されたものだったようだ。

また10月には、青海省西寧市でイスラム教徒による暴動が発生した。新華社通信によれば、イスラム教徒を侮辱する内容の本(台湾出版物の海賊版)が出版されたことへの抗議が発端で、「ごく少数の者が非合法組織を結成して寺院を占拠、さらに一部大衆を扇動して集会やデモを行ない、党・政府機関を襲撃、警察の車を破壊した」という。

こうした少数民族地区の動向を反映して、11月3～7日に開催された共産党の全国統一戦線工作会议では民族、宗教問題が討議された。会議後の座談会で江総書記は、「民族、宗教の面で生じた矛盾や問題については、速やかに適切な解決をはかるべきで、軽々しく扱ってはならない」と強調している。

民主化要求運動は、依然として国内での活動を抑え込まれている。11月の14期3中総会開催にあわせて活動家9人が複数政党制や政治犯釈放を求めた「平和憲章」を発表したことが注意を引く程度である。1年間を通じて目についたのは、むしろ、中国政府が外交的配慮から行なった民主化活動家の釈放や裁判延期のニュースであった(「対外関係」の項参照)。

◎1994年の展望 1993年には、江沢民が「ポスト鄧小平」の最高権力者に指名される一方、有力指導者による集団指導体制が形成された。しかし、改めて鄧小平と江沢民を比較するまでもなくこの江沢民体制の安定性にはまだ疑問符がつく。また、体制を取りまく政治状況を見ると、改革・開放の加速によって中国社会のさまざまな利益関係はさらに多元化しており、共産党一党支配体制の弱体化が進んでいる。93年に折にふれ「愛国主義」が強調されたのは、そこに人心を集約し一党支配を補強する試みのように思われる。しかし、ここで言う「愛国主義」には少数民族の自決権は含まれていないし、それを強調し過ぎると周辺諸国の疑念を引き起こすことにもなりかねない。「愛国主義」自身が大きな問題点をはらんでいる。

軍の動向は依然大きな不確定要因である。劉華清(77歳)は海軍司令員を、張震(79歳)は国防大学校長を長く務めたとは言え、いったんは退役していた彼らの影響力に頼らざるを得なかったことは江沢民体制の弱点である。また、軍区制に示されるような軍の割拠主義的傾向も克服されておらず、これが地方の政治勢力と結びつくと中央の求心力はさらに失われる恐れがある。

とはいって、共産党に代わり得る政治勢力は現時点において見当たらない。また、改革・開放推進は社会的なコンセンサスを得ており、軍にしてもこのコンセンサスに反して動くことはないだろう。共産党が、現在直面している困難を開拓するだけの政策立案・実行能力と腐敗に対する自浄能力を示すことができれば、党支配体制の再編、立て直しは可能であると考えられる。 (大西康雄)

経 濟 ■ ■

1993年の経済は、前年に引き続き国内総生産(GDP)実質成長率13.4%という非常に高い成長率を記録した。とりわけ、工業が対前年比21.1%増と大幅に伸びたのが目立つ。だがその一方で、投資と投機が過熱して「中国版バブル」ともいえる状況が発生するとともに、汚職・腐敗が蔓延して経済秩序の混乱が深刻さを増した。インフレ率(全国小売物価総指数)は13.0%に達し、対外貿易は4年ぶりに赤字に転落する一方、都市と農村、沿海

部と内陸部の所得格差が一層拡大するなどさまざまな経済問題が噴出した一年でもあった。これらの問題は、92年の鄧小平「南巡講話」以来、共産党・政府当局がとってきた高成長路線そのものにその原因の一端があるが、経済システムがまだ計画経済から市場経済への過渡期にあるということにも由来している。そうした認識も手伝って、共産党と政府は市場経済体制の確立を目指した全面的な改革の準備に積極的に取り組み始めた。

◎中国版バブルの発生 1993年の高成長は、前年に引き続く投資の活発な伸びに主導されたものだった。全国の固定資産投資は92年春以来、名目ベースで前年同期に比べ3~4割増という高い伸びを示していたが、92年12月頃からさらに投資が過熱し始め、93年上半期は実に61% (実質では34%前後) もの増加となった。投資急増のきっかけは、92年10月の共産党第14回大会において経済成長の目標がGNP年8~9%増に引き上げられ、さらに93年旧正月に鄧小平が「発展のチャンスを逃してはならない」と檄を飛ばしたことであり、これ以後指導部内で投資過熱を抑制する力が働かなくなってしまった。国有セクターの改革が不徹底な現状では、地方政府や国有企業は投資リスクをあまり考えないで投資できるので、元来投資意欲は非常に強く、中央政府の抑制が緩むといつても暴走する可能性を秘めているのである。こうした国内要因に加え、外国からの直接投資が93年には258億ドル(実績ベース)に達したことも固定資産投資が激増した原因の一つである。

投資ブームの焦点となったのは不動産であった。1993年上半年の住宅・ビル建設への投資は前年同期比で143.5%も伸び、総投資の12.5%を占めるに至った。なかでも高級住宅の建設が急増したが、完成しても売れ行きは芳しくなく、専ら転売目的で買われただけというケースが多かったという。

投資の急増は経済の各方面にさまざまな影響を与えた。積極的な影響としては、投資需要の増大が工業生産の伸びを促し、とりわけ重工業が22.2%と軽工業を上回る伸び率を記録したことが挙げられる。だが、重工業生産の増加をもってしても投資需要の異常な伸びには追いつかなかったため、生産財価格が急騰し、生産財輸入も急増すること

となった。鋼材、セメント、木材など16種の主要な生産財の価格は1993年上半年に44.7%上がり、これらの輸入は93年上半年に143%伸びた。とりわけ鋼材の価格は前年同期に比べて73%上昇し、その輸入量も363%も増加した。

さらに、投資ブームの影響で生産財や土地などの価格が急騰し始めると、これらを巡る投機がはびこりだし、こうした動きは生産財価格や地価の上昇にさらに拍車をかけた。株式市場にも投機資金が大量に流入し、上海と深圳の株式市場では上場株の時価総額が1993年前半の間にそれぞれ4.1倍、1.5倍に膨れ上がった。このように、生産財や不動産、株式の市場では、投機資金の流入が値上がりを生み、それが値上がり期待を生んで投機をさらに煽るという循環現象が発生した。93年前半の経済はまさにバブルの様相を呈していた。

●バブルの副作用 「中国版バブル」は強烈な副作用を伴った。バブル発生により、計画経済色の強い中国の金融システムが攪乱され、経済秩序の混乱がもたらされたのである。たとえば、1992年暮れ頃から問題になったのが、政府が農民から穀物を買い上げるときに、本来現金で支払うべきところを約束手形で支払うという現象である。穀物買い付けの資金は中国農業銀行から各地の穀物買い付け機関に手当てされているはずであるが、その資金がいすれかの段階で不動産投機などに流用されたためこうした現象が起きた。工商銀行、建設銀行など他の政府系銀行も、傘下に会社を設立して不動産開発や投機などを進め、これらに多額の違法融資を行なった。本来これら政府系銀行の融資活動については、その目的や規模などが中国人民銀行によって統制されているが、各政府系銀行は統制を逃れるために、銀行間コール融資という名目を使って不動産開発などへ融資した。こうした違法コール融資は93年6月頃には2000億元前後、政府系銀行の融資総額の8%前後に達した。

このように投機利益という誘惑によってこれまでの計画経済的な資金の流れが攪乱され、本来の融資先だった農民や企業に資金が回らなくなってしまった。その結果、一部企業では生産停止や債務支払い遅延が発生し、農村では暴動が頻発した。

投機資金は上記以外にもさまざまな方法でかき

集められた。一部の地方政府は中央の規定を無視して傘下の会社を通じて年20~30%もの利子で債券を発行した。これは一般の預金利を大きく上回っていたので庶民は銀行から預金を引き出して債券購入に走った。また一部地方では政府系銀行の支店が勝手に利息を引き上げて預金獲得競争を繰り広げた。このような高利の債券や高利預金の登場は、国債の売れ行きに悪影響を与えた。1993年国債は発行期限の4月末までに全体の15%しか消化できず、7月までかかって自営業者などに半ば強制的に買わせてようやく完売された。

以上のような投資過熱と金融混乱のなかで、インフレが年初から次第に加速し、全国小売物価総指数は1993年3月以降、前年同月比で10%を超える伸びとなった。特に大都市での物価上昇幅が大きく、主要35都市の生計費指数は6月以降20%を超える上昇を見せるようになった。インフレの原因はまず企業の生産コストの上昇である。これは、前述の生産財価格の高騰や都市部での賃金の大幅上昇による。また、インフレの第2の原因として、賃金上昇等により都市部住民の所得が実質的に大きく伸びたことによるディマンド・プル要因も挙げられよう。さらに第3の要因は価格改革の進展である。93年には穀物の販売価格が各地で自由化され、原材料の価格調整が行なわれ、都市公共サービスの価格も大幅に引き上げられた。

中国版バブルは対外貿易にも悪影響をもたらした。投資需要の増大、特に直接投資の増大により鋼材などの生産資材や機械設備の輸入が急増し、1993年の輸入総額は通関ベースで対前年比29%も伸びて1039.5億ドルに達した。輸入需要の急増により、外貨の実勢レートが上昇し、6月に外貨調整市場での上限レートが撤廃されると一時は1ドル=11元までドルが値上がりした。一方輸出は、主に輸出コスト上昇、金融混乱による輸出製品買い付け資金の不足といった国内要因によって8%増に留まった。その結果、93年の貿易収支は4年ぶりの赤字となり、赤字額は121.8億ドルにも及んだ。

●バブルへの対策 経済過熱の進行に対して中国政府の対応はかなり遅れた。大都市部でのインフレ率が17%を記録していた1993年4月の時点でも中国政府の公式見解は「経済は総体的には過熱

していないが、真剣に過熱を防がなくてはならない」というものであった。政府の対応が遅れたのは、強力な引き締めを行なった89～91年の政策を鄧小平が「南巡講話」で批判し、引き締め政策がタブー視されるようになつたことと、投資意欲の旺盛な地方政府が引き締めに抵抗したためだろう。

5月になって、ようやく政府は投資過熱と銀行融資増、そして銀行預金の減少を抑える必要があることを認めるようになり、その対策として5月15日より預金と貸出金利を約2年ぶりに引き上げた。また、1992年より各地で数千も乱立していた開発区（外資系企業向け工業団地）について、整理を進めることも決めた。6月には、政府は地方政府等に対して、農業や重点的な国有企业、重点的建設プロジェクトの資金を優先して保証し、他を圧縮せよと指令した。

だが、これらの政策が効果を現わすようになったのは、6月末に共産党内でこれらが16項目からなる「党6号文件」として下達されてからである。この「党6号文件」には開発区の整理、違法な債券発行の禁止などこれまで出ていた政策の他、特に政府系銀行がこれまで行なってきた違法なコール融資を期限付きで回収するよう要求し、さらに今回の問題の発生源である金融システムの改革についても指示していた。これらの政策を貫徹するために、7月2日をもって李貴鮮中国人民銀行行長は解任され、朱鎔基副首相が同行長を兼任することとなった。さらに7月以降、政府は金融と不動産業における投機に対してより具体的な対策を打ち出し始める。金融機関については、違法なコール融資やリバートの受け取り、銀行が傘下の会社に対して融資を行なうことを禁止する通達が出された。不動産業に対しては、土地転がしを防止するために、土地購入後1年以内に開発資金の25%を投入していない場合は政府が土地を取り上げるという規定も設けた。また、7月11日には再び預金・貸出金利が引き上げられた。

●バブル沈静以後 これらの政策の効果が出て、7月以降、バブル経済は沈静に向かった。国有部門の固定資産投資の伸び率は3～5月の65%以上から8、9月は50%程度に下がり、不動産や生産資材をめぐる投機ブームも終息した。鋼材価格は

9月にはピーク時に比べて4割近く下がり、不動産価格も沿海地方では20%前後下落した。乱立していた開発区も急減した。外貨調整市場では人民元が持ち直し、7月以降は1㌦=8.8元前後の水準で安定するようになった。消費者物価も7、8月をピークとして、その後上昇率が下がってきた。また、銀行には再び庶民の預金が戻り始めた。

だが、こうした投機の崩壊は、同時に政府系銀行が投機につぎ込んでいた違法融資が不良債権と化してしまうことをも意味していた。政府は銀行に対して違法融資を回収するよう厳しく指令したので、銀行は他の融資を削って債権を回収した形を繕おうとした。結局、期限までに回収できたのは違法融資全体の3分の1にすぎなかったが、それでもこの過程で国有企业への流動資金融資が相当犠牲になった。そのため、もともと自己資金が十分でない国有企业は著しい資金不足状況に陥り、7月下旬以降、企業間での債務の連鎖的焦げつき（「三角債」）や一部企業での生産停止といった事態が発生した。未確認の数字であるが、中国政府関係者の話では8、9月には国有工業企業の45%が赤字に陥ったという。

こうした事態に直面して、政府としては金融を緩和せざるを得なくなった。8月下旬から10月中旬の間、中国人民銀行は各政府系銀行に対して1500億元以上の融資を行ない、国有企业における資金不足状況を何とか打開させようとした。

そうしたさなかの10月頃、再び鄧小平が「持続的で健全かつ急速な成長」を目指すべきだと発言したと伝えられ、これをきっかけにあくまで高成長を主張する強気派の意見が再び頭をもたげ始めた。11月に開かれた14期3中総会でも鄧小平の上の発言が決議に盛り込まれ、引き締め政策はいつのまにか高成長路線にとって代わられた。その結果、投資の伸び率は再び上昇を開始し、大都市におけるインフレ率も10月から再び上昇に転じた。このまま1994年も高成長路線を追求すれば、インフレの更なる激化と経済の混乱を招くことが心配されたが、94年1月に政府は再び投資を圧縮する方針を発表し、引き締め政策へ回帰した。

●「社会主義市場経済」の設計図 中国において「社会主義市場経済」体制を打ち立てることが

経済改革の目標として初めて明確に打ち出されたのは1992年10月の共産党第14回大会においてであったが、93年はこの体制の設計図作りが本格的にスタートした年と位置づけられよう。新体制の基礎的な設計図は93年11月に行なわれた14期3中総会の決議「社会主义市場経済体制確立についての若干の問題に関する中共中央の決定」(「参考資料」④、以下・「決定」)に示された。これは企業、金融、財政、税制、所得分配、社会保障、貿易、科学技術、法制などといった市場経済制度の各方面にわたって今後の改革の目標と手段を示したものであり、今後8全人代の任期中にこれに沿って市場経済の枠組みに関する54の法律が制定される予定になっている。そこで以下、この「決定」の中身のうち、とくに国有企业改革、金融改革、財政・税制改革に関して、「決定」の後公表された諸法令、政策とあわせて解説していこう。

◎国有企业の改革 中国の理論では社会主义市場経済体制が「社会主义」たるゆえんは、まず第1に経済のなかで公有セクター(国有と集團所有を含む)が優勢であることに求められている。だが、中国の公有企業、とりわけ国有企业は経営資源の面では相対的に優位性を持ちながら、経営業績の面では外資系企業や郷鎮企業などに差をつけられてきた。そこで「決定」では第1に、沈滞する国有企业の活性化を実現するために、その経営メカニズムの転換と近代的企業制度の確立を図っている。「決定」の後、政府が明らかにした当面の課題は以下のとおりである。大中型の国有鉱工業企業約1万社に対しては、1992年7月に公布された「国有工業企業経営メカニズム転換条例」に規定された生産経営決定権、価格設定権、製品販売権など14項目の企業の経営自主権をすべて与えるとともに、損失が出た場合の企業の責任をも追求していく。また、約1000社の主要な国有企业に対しては、近く公布される「国有企业財産監督条例」に基づき、国家から派遣する監事會が国有資産の保持と増殖が進んでいるかどうか監督する。さらに、国有企业100社を選んで近代的企業制度の実験を行なう。具体的には、企業の自らの資産に対する所有権の確立、政府と企業の分離、近代的な内部管理制度の確立、新しい企業財務会計制度の確立な

どがその主な内容となる。近代的企業制度の実施により、国有企业は国家全額出資会社や国家が一部出資する株式会社などに改造され、国家は一出資者としてその出資の範囲での有限な権限と責任を持つこととなり、これまでのように企業経営に無限に介入したり、また企業赤字に対して無限に財政資金を注ぎ込むということはなくなると考えられている。また、国有企业についても民間人への請負やリース、売却等により、民営企業に転換される。

以上のような改革策が実施されるのは1994年以降であるが、その準備作業はすでに92年以来徐々に進められている。たとえば、92年に始まった国有企业の資産と債権債務関係の確認・登録作業は、93年には9400社の企業、82万5000の行政事業機関にまで広げられた。また、資本金の概念を導入するなど市場経済一般の制度導入を図る「企業会計準則」「企業財務通則」が93年7月より施行され、これに沿った国有企业の財務諸表の作り直しが始まったところである。さらに、これから誕生する株式会社や有限会社の根拠となる法律として会社法が93年12月に公布された。

このように近代的企業制度を段階的に実施していくための準備は着々と進んでいるが、その実現過程にはなお多くの困難が予想される。たとえば、1993年は「国有工業企業経営メカニズム転換条例」の完全実施が課題であったが、93年5月の調査によると、「転換条例」のなかで企業に与えられるとした14項目の経営自主権のうち、実際にほぼ与えられているといえるのは8項目で、4項目は一部与えられているのみ、企業の輸出入権と、政府による恣意的な出費要請に対する拒否権についてはほとんど与えられていないという。企業の自主権がいまだ十分でないのは、中央や地方の政府が旧来の計画経済的な行政から脱皮できないからである。政府の役割の転換は市場経済移行を進める上での必須課題とされてきたが、93年9月の時点でも企業経営者の65%が目下最大の課題は政府の役割の転換であると答えたことが示すように、まだ十分な成果を上げていない。

さらに、改革を進めていくなかで新たな問題も生まれている。たとえば、「企業会計準則」に基づいて国有企业の資本金を算出する際に固定資産を

虚偽に償却済みとして処理するなどして国家の出資額を過少に評価するケースが少なくないという。同様に、国有企业を株式会社や外資との合弁会社に改造する際に現有資産を過少評価することも多い。国家の出資分を過少に見積ることは、企業経営者や合弁企業のパートナーとなる外資からみれば有利であるが、国有資産はその分だけ減少してしまうことになる。だが、企業の監督官庁は企業を株式会社にしたり、外資を呼び込むことの方にはばかり熱心で、国有資産の目減りに対して無関心である。これは公有制が主体という方針からすれば由ゆしい事態であるが、誰が国有資産の保全と増殖を監督し保証するのかという問題が未解決である以上、今後も国有資産の減少は止まりそうにない。

◎金融システム改革 1993年のバブル経済は、中国の金融機構によって加速されたが、同時に金融機構自身もバブルのなかで混乱に陥った。こうした事態は、中国の金融機構が現在大きな欠陥を抱えており、早急に市場経済に適合するような金融機構を形成する必要があることを暴露したともいえよう。問題の根は、中国の銀行が農民への資金提供や赤字企業への融資といった政策的な融資を行なう義務を持つ一方で、最近は自らの利益を追求するようになってきたことにある。そのため、銀行は往々にして有利な融資を優先させて、政策的融資を犠牲にしてしまう。そこで「決定」では、いま政府系銀行のなかで混在している政策的業務と商業的業務を組織的に分離することを提起している。まず、中国人民銀行は銀行以外への融資業務は取りやめ、中央銀行としての業務に専念する。さらに中央銀行としての金融政策の実施手段も従来のように各銀行に対する貸出規模の割り当てという直接的なやり方から法定準備率や公定歩合の操作、公開市場操作などの間接的なやり方に変えていく。また、現在政府系銀行が担っている政策的金融業務を独立させて、国家開発銀行、輸出入信用銀行、農業銀行を設立する。政府系銀行そのものは商業銀行に転換され、自らのリスクで自由に融資活動を行なうことになる。

当面の課題はまず政策銀行の設立と政府系銀行の商業銀行への転換であり、金融政策実施手段の

転換については徐々に進めざるをえないだろう。というのは、いまはまず投資過熱を抑えることが必要なため、旧来の貸出規制という政策手段をそう簡単に手放すことができないからである。

上記のような金融システムの転換の基礎として、市場経済にふさわしい金融市場の形成も必要である。たとえば、現状では企業間取引で現金決済の占める比重が高いが、今後商業手形や小切手の流通を広めていく必要があろう。また、健全な銀行間コール市場や債券市場の形成も「決定」のなかで提起されている。

◎財政改革 中国が直面している財政問題とは、まず中央政府の財政規模が経済全体の規模や地方政府の財政規模に比べて相対的に下がっており、1992年時点でGDPに占める中央財政収入の割合は7%，財政総収入に占める中央財政収入の割合は40%と、かなり小さくなってしまったことが挙げられる。同時に、中央財政の收支状況もここところ年々悪化しており、93年には899億元の赤字でうち205億元は中央銀行からの借り入れによって埋め合わされるという状況であった。このような状態では、中央政府が担うべき交通運輸インフラの整備や農業支援、教育の充実などの諸課題に十分に対処できないし、インフレ激化をも招く。

これらの問題の原因は、現行の地方政府による財政請負制度にある。この制度のもとでは税収増の大部分が地方の取り分になってしまいし、また地方政府にとっては国家財政の収入を増やすことよりも地元企業の振興を図ることが重要なので、企業に対して国家の規定を破って勝手に税の減免を行なうといったことも起きる。

そこで、1994年より財政請負制度は廃止され、中央税と地方税を分ける「分税制」が実施される。すなわち各種の税を中央の取る中央税、地方の取る地方税、および両者が一定比率で分割する共有税にわけ、中央の財源を確保しようというのである。

分税制実施は地方の財源を削ることになるため、地方政府は強く抵抗した。こうした抵抗を排して分税制をスタートさせるために、中央は地方政府に対して、1994年の分税制の実施以降3年間は93年の地方財政収入の規模を保証すると約束した。つまり、もし地方の収入が93年の収入を下回る場

合には、不足分を中央が地方に補助するのである。これにより地方政府は分税制受け入れに転じるとともに、基準年となる93年の財政収入をなるべく増やそうと税の取り立てに熱心となった。したがって、分税制導入は中長期的には中央財政の充実に益するが、短期的には中央財政の好転は望めない。

◎税制改革 税制改革の目標は複雑化した租税体系を統一して簡素化するとともに、恣意的な減免税を排除して税負担の公平化を図ることにある。具体的には、まず企業の製品販売や輸入にかかる取引税に関して、これまで取引される財の種類によって付加価値税と產品税に分かれていて税率もバラバラだったのを、原則17%の付加価値税に一本化する。また、第三次産業の企業にかかる営業税も簡素化された。外資系企業に対しても工商統一税が廃止され、内資企業と同様付加価値税または営業税が課せられる。企業所得税に関しては、これまで企業の所有制に応じて税率がばらばらで、国有企業の税負担が重いとされていたのを、すべて外資系企業並みの33%に統一する。また、個人所得税については、これまで個人所得税、都市農村個人商工業者所得税、個人収入調節税の3種の税があったが、単一の個人所得税に統一された。以上の新税制も1994年元日より施行された。

◎各種市場の形成 このほか「決定」に掲げられている改革方針としては以下のようなものがある。まず、商品市場の育成。消費財については既に自由化が進んでいるので、目下の課題は主要生産財に対する計画統制を撤廃していくことである。1993年には計画統制が行なわれている鉱工業製品は91種から62種に減らされ、特に指令的計画によって統制されるものは59種から36種まで減少した。94年は指令的計画によって統制される鉱工業製品を全鉱工業生産の4%程度まで減らすことを目標としている。それとともに、各種商品の卸売市場や先物市場の形成など市場流通システムの整備も推進されていくことになる。また、資金、労働力、不動産など生産要素市場の形成も進められる。

また、養老年金、医療保険などの社会保障は、従来は企業単位で行なわれていて企業の負担増の原因となっていたが、今後は市や省などのレベル

で運営されるようになるだろう。なお、農業や農村経済についての改革の方針については次項で解説する。

以上見たように、「決定」は社会主義市場経済体制のかなり詳細な設計図を描いており、この設計図に従った改革を積み上げていけば、市場経済移行をほぼ完成できると思われる。ただ、今後市場経済への移行を進めていく過程では、市場経済の制度や法制が正しく機能しない状況が続くと思われ、そうしたなかで前述の国有資産の減少や金融システム混乱などが引き続き発生する可能性は大きい。こうした問題が起きるのは、政府内部での足並みの乱れや汚職・腐敗にも責任の一端があり、従って、市場経済への過渡期における混乱を避けるためには、中央の強いリーダーシップと、政府内部の綱紀粛正が必要だろう。

◎農業と農村経済 1993年前半までは、農業については暗いニュースが多かった。まず、前年からの開発区ブームにより耕地面積がかなり減少していたこと、また92年暮れに前述のような穀物代金の約束手形による支払いが横行したこと、さらにそれ以外にも地方政府がさまざまな名目で農民に負担を強いていた反動で93年前半には各地で約170件もの農民暴動が発生するなど、農業に関してはあまり明るい材料がなかった。ところが93年が終わってみると農業生産は意外に好調で、食糧穀物生産は史上最高の4億5640万t¹⁾(対前年比3.1%増)を記録し、搾油作物生産も史上最高の1761万t¹⁾(対前年比7.4%増)、肉類、牛乳、卵、水産品の生産もそれぞれ5.5%, 6.4%, 7%, 10%の増加を記録した。

これは一つには1993年に大きな自然災害がなかったことによるが、農村経済における改革や、政府が農民保護のためにさまざまな措置をとったことも影響している。後者の例としては、共産党中央と政府は93年の秋期穀物買い付けの直前に、約束手形支払いを禁じる通達を予防的に出したが、その結果、約束手形支払いはほぼ消滅したという。また、農民に対して費用や労力の拠出を求める政府のさまざまな規定が農民の負担を重くしてきたとの反省から、政府は7月に農民負担軽減に関する通達を出した。この通達により農民からの費用

徴収の根拠となっていた多数の規定が廃止された。

一方、1993年に進められた農業改革の動きとしては、2月に行なわれた食糧穀物の買い付け体制の改革が挙げられる。まず、計画内の穀物については新たに保護価格制度が導入された。従来、計画内穀物は公定価格で買い付けられてきたが、新制度のもとでは中央政府が定めた最低価格を基準に各省が定めた保護価格で買い付けが行なわれる。同時に中央と各省に穀物リスク基金を設け、穀物の市価が保護価格から乖離したときはこの基金によって穀物を売買して価格安定を図る。

これをきっかけに、穀物買い付け価格の自由化と穀物取引への参入の自由化が進展し、1993年11月時点では、全国の県、市の95%ではすでに自由化された。さらに、穀物流通に関しても93年2月に地域を越えた穀物の市場取引が初めて行なわれた。一方、末端での穀物販売に関しては従来配給切符による購入統制と価格統制があったが、4、5月に各地で価格の自由化と配給切符の廃止が進んだ。

以上のような改革措置が穀物の豊作の背景にあったことは疑いないが、他方では市場化に伴う矛盾も生まれた。その一つは10月以降華南地域で穀物価格が急騰したことである。広東省では11月下旬に穀物小売価格が10月に比べて30%も上がった。また湖北、湖南、安徽、江西といった穀倉地帯でも米の値段の急騰が見られた。もう一つは、自由化に伴い農民は市場の方に穀物を売るようになり、各地の政府穀物買い付け部門が國家の買い付け目標を達成できなくなったことである。

史上最高の豊作にもかかわらず穀物価格が急騰したのは、穀物価格の自由化により1994年以降穀物価格が上昇するという期待が生まれ、農民の売り惜しみや投機が発生したためだった。本来ならば各地の政府穀物部門が価格安定の任を果たすべきところだが、政府穀物部門は買い付け価格を据え置いたままで買い付け拡大の努力をしなかったため、十分な穀物を調達できず、価格安定に力を発揮できなかった。結局、12月になって中央政府が政府穀物部門に対して買い付け任務を達成し市場価格安定を図るよう指令した結果、94年1月には価格は安定に向かった。

穀物取引の自由化により、農業の流通面での市场化はほぼ完成に向かっている。農村経済改革に

おける今後の課題は、拡大しつつある都市と農村の所得格差の問題を解決することであろう。実際、1993年の農民1人当たりの年間所得は都市住民の4割にしかすぎなかつたうえ、同年の農民収入の伸び率は実質3.2%で、都市住民の伸び率10.2%を大きく下回っていた。この問題の根源は労働生産性が工業の10分の1という中国農業の低い生産性に由来するだけに、国家の分配政策による所得格差の是正には限界がある。結局、農村経済の生産性向上を進める以外に問題解決の方途はないのである。

そのためには、まず現在1.5億人いると推定される農村の余剰労働力を生産力に転化することが必要である。従来は農村での郷鎮企業の発展により余剰労働力が地元で吸収されていくことが期待されていたが、近年郷鎮企業の労働吸収力が鈍ってきており、また郷鎮企業が村々にできることで生産の非効率がもたらされるといった問題があるため、この政策は見直されている。「決定」のなかでは、郷鎮企業を小都市に集中するよう誘導し、小都市での第二次、第三次産業の発展によって余剰労働力を吸収するという方針が示されている。また、近年沿海地方の工場などに多数の内陸農民が出稼ぎに来ているが、「決定」では農村余剰労働力の地域間での秩序ある流動を奨励、誘導すべきだとしている。従来こうした労働力の流動は「盲流」と呼ばれて抑制すべきものとみなされてきたが、「決定」ではこれを積極的に位置づけている。農村余剰労働力が流動化すれば、社会秩序が揺さぶられ、都市労働者にとって労働力市場での競争圧力が増すが、都市と農村の経済格差を考えた場合、これは避けて通れないだろう。

もちろん農村の所得向上のためには農業自体の生産性向上も必要だろう。「決定」のなかでは、耕地の請負期間の延長や開発事業の相続が提起されているが、これは農民が請け負った土地を自らの土地とみなして積極的に耕作するのを促進するための措置である。さらに、土地使用権の有償譲渡や再請負、協同組合化といった方途による経営規模拡大をも促すとしている。

● 2年目を迎えた対中投資ブーム 1993年は92年に引き続き対中直接投資が非常な勢いで増加し、

新規に認可されたプロジェクトは8万3265件（対前年比70.6%増），投資額は契約ベースで1108.5億ドル（同90.7%増），実績ベースで257.6億ドル（同134%増）に上った。この額は79年から92年までの14年間の総額にはほぼ匹敵する。契約された直接投資のうち少なからぬ部分は実現しないだろうが，実績ベースでみても対発展途上国直接投資の3分の1以上を占める巨額である。

対中投資がかくまで伸びた要因としては，1992年以来，各地の外資導入熱が異様に高まることや，西側で中国の経済的実力とその市場規模を見直す気運が高まったことがあげられるが，より重要なのは，中国がGATT加盟に向けて国内市場の開放度を高め，通貨の交換性を将来実現すると決めたことで，中国市場を目指した投資を行ないやすい状況になってきたことである。

投資額が多かったのはやはり香港，台湾，東南アジアなどの華僑，華人であった。華僑，華人の投資は不動産開発に向かうケースが多いが，タイのチャロン・ポカパン・グループの寧波における石化プラント建設のように基幹産業やインフラの大規模プロジェクトにも向かっている。また，インドネシアのシナール・マス・グループのように，中国の国有企业約200社を次々と合弁企業として傘下に収めたうえで，これを日本企業などに売却するというビジネスを開拓している企業もある。

日本企業の対中投資もブームの兆しをみせている。日本債券信用銀行が1993年8月に行なったアンケート調査によると，今後3年間に海外進出を計画している企業のうち進出先として中国を挙げた企業は45.6%にも上り，他のあらゆる地域を上回った。最近の日本の対中投資は製造業が多い。93年の製造業投資のなかでは，松下電器産業が一気に8社の合弁企業や単独出資企業を設立したのが注目される。なかでもVTR基幹部品を生産する中国華録・松下録像機有限公司は家庭用VTR国产化という中国政府の産業政策に組み込まれた大型プロジェクトである。非製造業分野で注目されるのは北京に持株会社「伊藤忠（中国）集団」を設立した伊藤忠商事である。伊藤忠はすでに中国で57社のグループ企業を持っているが，持株会社でこれらを統括し，さらに投資先を広める予定という。またヤオハンを中心にして北京に卸売物流セン

ターを設立する構想も進んでいる。中国の卸売業はいまだに計画経済色が強いだけに，センターの設立は画期的な意義を持つだろう。以上のような大企業の進出のほか，中小企業の対中投資も活発化の兆しをみせている。群馬県太田市の中小企業は円高を逃れるために，山東省に工業団地を建設し集団で移転する計画を立てているという。

対中投資ブームはまだ今後も続きそうな勢いであるが，ただ新しく設立された外資系企業の今後に関しては不安要因がないとはいきれない。まず，中国国内市场をターゲットとした企業は多かれ少なかれ中国の通貨の交換性回復をあてにしてきており，それがすぐに実現するかどうかは疑問が残る。中国では今後も外貨不足が続くだろうから，国内販売を主とする外資系企業が外貨調達の困難に陥る可能性は否定できない。また，今後外資系企業との競争に敗れる国有企业が多数出てくることも予想されるなかで，なお中国が直接投資は何でも歓迎という姿勢を続けるかどうかは不明である。

◎1994年の展望 中国政府は1994年のGDP成長率目標を9%としており，引き続き高成長を目指す姿勢を崩していない。だが，92年以来続けられてきた投資主導型の成長は，すでに財政赤字の拡大，インフレの激化という大きな副作用をもたらしており，これ以上継続することは困難である。なぜなら，高成長継続のためには交通運輸インフラやエネルギー生産への投資を増やしていくかなくてはならないが，現在の深刻な財政赤字の下では，そのための資金を十分に捻出できないからである。無理に投資を増やせば，財政赤字拡大とインフレの激化を招くだろう。したがって，今後は物価安定と高成長を両立させることは困難となろう。

こうしたジレンマを開拓する鍵は経済改革にある。政府の財政が苦しいのは，国有企业からの税収が増えず，むしろその赤字の補填に多額の財政支出を強いられているからである。国有企业が活性化し，赤字補填支出をカットできれば，その分インフラ建設などに資金を回すことができる。分税制の実施も将来的には中央財政に好影響を与えることが期待されている。また，投資主体が自ら投資リスクを負うような体制を確立できれば，無

駄な投資は減少し、マクロ的にみた投資効率は上がり、財政状況も好転するだろう。

だが、1994年から国有企業改革がさらに進展し、分税制などが実施されるとしても、効果が現われるのはまだ先のことだろうから、当面物価安定か高成長かというジレンマから逃れることはできない。

中国政府は1994年1月の時点では物価安定を優先させる方に傾きつつあるが、これは妥当な方針だと思われる。というのは、94年から多数の新しい制度が導入されるが、過渡期においては制度運用に混乱が生じる可能性が高く、それに乘じて不当な利益を上げようとする者もでてくる。そうした過渡期に、投資過熱、物価高騰が重なると、混乱が倍加され、政府は改革どころではなくなり、秩序回復と綱紀粛正に追われることになろう。比較的低い成長のもとで、失業増大などの痛みを伴う改革を推進することもつらい選択ではあろうが、中国が長期的な成長の軌道に乗るために避けることのできない道であるように思われる。

(丸川知雄)

対外関係 ■ ■

●全方位善隣友好の仕上げ 1993年は中国が数年来追求してきた善隣友好外交が仕上げ段階を迎えた年であり、しかも善隣友好の中身が文字どおり全方位にわたるものであることが示された年であった。3月の8全人代第1回会議への政府工作报告(李鵬首相)において、「周辺諸国との善隣友好関係」に触れたくだりで、従来は1番目に挙げられる朝鮮民主主義人民共和国との関係に先んじて日本との関係が言及されるなど注目すべき変化が見られる。

こうした点は実際の要人往来にもあらわれている。1993年には年を通じてシンガポール、フィリピン、マレーシア、タイ、インド、ベトナム、パキスタンの首脳、元首の訪中が相次いだだけでなく、着実な関係改善が積み重ねられている。たとえばインドとの間では、相互の実効支配線を事実上の国境と見なし武力不行使で合意するなどの大きな前進があった(*Economic Times*, 1993年9月10日)。また、CIS諸国、特にロシア、カザフスタン、キルギス

ン、タジキスタンとの間でも国境確定や兵力引き離しの協議が進んでいる。

また、1993年においては、中国が二国間関係の重視に加え多国間協力に対しても従来より一步踏み込んだ対応を示すようになった点が注目される。たとえば、11月のAPEC非公式首脳会議(於シートル)に江国家主席が出席したが、この背景には、後述するように米関係のこれ以上の悪化を避けようとする考慮の他に、多国間協力構想に進んで参加する中で自らの外交的立場を固めようとの意図が潜んでいたと思われる。

さらに中国は、経済分野に限定してきた西側との協力関係を安全保障分野にまで拡大しようとしている。上記首脳会議での演説において江国家主席は、「世界の平和と発展は新たな厳しい挑戦に直面している」との認識を示した上でAPECが地域の安定に貢献することに対し期待感を表明した。11月にはアメリカのフリーマン国防次官補が訪中して安全保障問題の対話を再開、12月には初の日中間の安全保障協議が開催されたが、これも同じ文脈の中でとらえることができよう。

●GATT復帰へ交渉続く 中国の国際経済システムへの参与も最終段階を迎えており、1993年にはGATT復帰へ向けてGATT中国作業部会での討議(3, 5, 9月)が続けられ、二国間交渉も緒につきつつある。前者では、中国代表が貿易制度改革や関税引き下げリストとスケジュールを説明し、議定書の内容についても討議が始まられている。後者については、2月に日本と、3月にはアメリカと交渉が開始された。これ以前に二国間交渉に応じていたのはニュージーランドだけだったから、日米両国との交渉が開始された意味は大きい。

早期復帰にかける中国の熱意は目ざましく、1993年末には2898に及ぶ品目の関税を引き下げ(関税率は単純平均で39.9%から36.4%になった)、94年元旦を期しての人民元為替レート一本化を発表するなど94年中の復帰実現に向けての努力を強化している。むろん、GATT作業部会、二国間交渉いずれの場においてもまだクリアすべき問題がかなり残されている。たとえば、中国にはいわゆる非関税障壁が非常に多いがその扱いをどうするか、また、日米欧が強く求めているという対中緊急輸入制限

(特別セーフガード)を認めるかどうかなど、いずれも大きな争点となりかねない問題である。

しかし、1993年末にウルグアイ・ラウンドが決着した以上、同ラウンドに全面参加している中国としてはなるべく早くGATTにも参加し、安定的な国際貿易環境を確保したいと考えているはずである。また、GATTメンバー国側も、中国を国際経済の枠組みにしっかりと組み入れることにメリットを見いだしていよう。今後の交渉の進展が期待される。

◎曲折続く対米関係 アメリカとの間では1年を通じて各種の摩擦が連続した。まず目立ったのはアメリカの強硬姿勢であり、具体例を挙げると、対中最恵国待遇の条件付き更新(5月、「参考資料」[4]参照)を皮切りに下院の北京オリンピック開催反対決議(7月)、化学兵器輸出疑惑をめぐる貨物船「銀河号」事件(8~9月、「参考資料」[6]参照)、ミサイル関連技術輸出規制(MTCR)違反を理由とした対中制裁実施(8月)、台湾への早期警戒機売却・フリゲート艦貸与(9月)、核実験実施をめぐる論争(9~10月、「参考資料」[7]参照)など枚挙に暇がないほどである。経済関係でも、繊維品貿易交渉においてアメリカがいわゆる迂回輸出問題にこだわったために年末には繊維品貿易取り決めが期限切れになってしまった。

一方中国は、こうしたアメリカの一方的ともいえる諸措置を非難しつつも実際には報復措置はとらず、むしろ宥和的な姿勢に終始した。第1には、「北京の春」と呼ばれた民主化運動(1978~79年)の活動家である魏京生や「6・4天安門事件」で活動した吳學燦を釈放し(9月)、民主化活動家16人の裁判開始を延期するなど(11月)、アメリカで根強い人権批判に配慮を示した。また第2には、大型貿易ミッションを派遣してアメリカの自動車や航空機を大量に買い付けるなど(4月)して対米貿易黒字に対する批判に応えたり、繊維品貿易交渉でも譲歩を重ねたのである(同交渉は94年1月に妥結)。

中国の宥和的な姿勢の背景には、確かに2000年のオリンピックを北京に誘致したいとの思惑もあつたろうが、改革・開放の成否が国際社会との協調にかかっている以上、対米関係を重視せざるを得ないからであろう。オリンピック誘致失敗(9月)後

にも中国の姿勢は変わっていない。いずれにせよ、こうした対応によって特に米財界には親中国ムードが醸成され、クリントン政権も経済成長の基軸をアジア太平洋に移す方針を明確化する中で対中姿勢の軌道修正を行なうに至った。前項で見たAPEC非公式首脳会議への江国家主席招待と中米首脳会談はその具体的表われであろう。会談自体は新しい成果をもたらさなかったが、ここまで概観してきたような両国関係の緊張ぶりを想起すれば、1989年のブッシュ前米大統領訪中以来4年ぶりに両国首脳が会談したという事実こそ重要なと思われる。

クリントン政権は、1993年9月に「市場経済型民主主義国家」群の拡大を目指す「拡大戦略」を柱とする新外交ドクトリンを明らかにした。同ドクトリンにおける対中政策は、人権問題への懸念を表明しつつ民主主義と市場経済が中国に根づくよう支援する、という折衷的なものとなろう。中国側も、今後アメリカが新ドクトリンに基づいて「(中国を)敵でもなければ友でもない」国と見なし、人権問題、兵器輸出問題、貿易問題などで正面から政治・外交圧力をかけてくることになる、と冷静に予測している(『北京週報』47号 1993年11月23日所載の倪峰論文)。政治分野における両国間の摩擦は避け難いが、相互の対応は抑制されたものとなろう。

また、両国の経済関係は日を追って深まっている。1993年の中米貿易は277億ドルで日本、香港に次ぐ第3位、しかも中国側にとって貿易全体が122億ドルの赤字の中で63億ドルの黒字を稼ぐ大切な市場である(中国側統計)。また、米企業の対中直接投資も92年末累積でおよそ2000社、60億ドルに達した。両国関係は、政治分野で曲折を繰り返しながらも経済分野では着実に深まる「政経分離」状態が続こう。

(大西康雄)

◎安定していた日中関係 1993年の日中関係は、要人の相互訪問が相次いだ92年に比べると、要人の往来は5月の錢副首相訪日、10月の熊谷通産大臣訪中が数えられる程度で、さほど大きなイベントはなかった。それでも、外交面での大きな摩擦もなく、貿易、投資の面での相互関係は深まりをみせ、全体としてはますます安定した関係が続いたといえる。とりわけ、新任の細川首相が8月23

日の国会演説で、先の大戦中に日本が対外侵略を行なったことに対し謝罪し反省すると述べたことは、これまで日中関係のしこりとなっていた問題に踏み込んだ発言として画期的意義を有している。

もっとも、日中間でいくつかの摩擦があったことも事実である。1月には日本政府が中国によるフェロシリコマンガンの対日輸出に対してダンピング関税を課すことを決定した。10月には、中国の地下核実験実施に対して、細川首相が「きわめて遺憾だ」と強く非難するという一幕もあった。また、12月には通産省坂本通商政策局長が訪台したが、これに対して中国外交部は「非常に遺憾」と抗議した。だが、これは中国の対米、対英摩擦と比べると小さなものだった。

一方、日中経済関係はかつてない深まりをみせたといえよう。まず、日本の対中投資がブームともいえる様相を呈したことは「経済」の項で述べたとおりである。また日中貿易も、日本側統計によれば日本から中国への輸出が172.8億ドル（対前年比44.6%増）、輸入が205.6億ドル（対前年比21.3%増）でともに過去最高となり、中国は日本にとってアメリカに次ぐ第2の貿易相手国になった。一方、中国にとっても、中国側統計によれば日本は香港を抜いて第1の貿易相手国に浮上した。日本の対中輸出は中国における投資ブームを反映して鉄鋼、工作機械、通信機、乗用車などが軒並み2倍以上の伸びとなった。一方、中国からの輸入はアパレルなどの工業製品を中心になってきている。対中輸出の増大は不況にあえぐ日本企業にとって好材料だったが、6月末の引き締め実施以降輸出が急減し、11月に再び回復の兆しをみせるなど、中国国内の経済動向によって振り回されたことも事実である。

（九川知雄）

◎膠着状態の対英関係 1992年のバッテン香港総督による94・95年選挙改革提案をきっかけとする中英対立は、93年に17回にわたり開催された会談にもかかわらず12月15日について決裂した。会談においては、94年の区議会・市政局選挙と95年の立法評議会選挙を切り離して交渉する方法で妥協が模索されたが、イギリス側は結局一括処理にこだわる姿勢を捨てず、中国側もそれは97年以降の香港の内政に干渉しようと意図するものだと

して譲らなかったためである。

中国の意志の固さは、交渉継続中の7月16日に香港特別行政区準備委員会予備作業委員会（主任：錢其琛外交部長）を発足させ、イギリス抜きで97年以降の香港の秩序形成準備を始めた点からも窺える。また、12月には、國務院香港マカオ事務弁公室スポーツマンが、香港立法評議会などの1997年6月末解散を確認している（新華社、12月27日）。中英関係は当面膠着状態が続くであろう。

◎新段階を迎えた両岸関係 1993年4月27～29日に海峡两岸関係協会（大陸側）の汪道涵会長と海峡交流基金会（台湾側）の辜振甫理事長がシンガポールで会談した。ともに表向きは民間団体のトップにすぎないが、汪は元上海市長・共産党中央顧問委、辜は国民党中央常務委員でそれぞれ中央とのパイプも太い。事実上、中台分裂以降で最もハイレベルの接触であり、ここに大陸と台湾との関係（両岸関係）は新段階を迎えたといえる。

同会談への評価は、大陸側が高いのに対し台湾側は概して低かった。これは、大陸側が会談の政治的意義を重視していたのに対し、台湾側が投資保護協定締結などの実質的成果に期待していたのに実現しなかったためである。とはいえて同会談では、会長会談共同合意書、両団体交流の制度化、公証文書使用の相互保証、書留郵便の照会と保証に関する四文書が調印されたし、その後の両岸交流は会談の合意内容を超えて進展している。5月中旬には台湾の銀行の海外支店が大陸の銀行と直接取引引きすることが許可され、6月下旬には北京に台湾事務法律センターが開設されて両岸間の遺産相続、不動産所有権紛争、経済貿易紛争などの処理に当たることになった。

1993年には両岸間でハイジャック事件が頻発した（『読売新聞』1993年12月30日付によれば台湾行きに成功したものだけで10件）。この背景としては、大陸側のチェック体制の不備や台湾側がハイジャック犯に寛容であること、などが指摘されたが、11月2～7日に開催された両岸関係協会、交流基金会の第2回実務協議においてハイジャック犯を航空機の所属する方へ送還することで原則的合意に達している。両会の実務協議も軌道に乗りつつあるようだ。

このように両岸交流の制度化が進んだ一方、1993年には「一つの中国」原則をめぐって激しい競争でも演じられた。台湾当局が国連加盟を公言し、8月にはグアテマラなど台湾を承認する中米7カ国が台湾の国連加盟討議の委員会設置を求める総会決議案を発表した。同決議案は結局総会議題にならず、当面台湾の国連加盟の道は閉ざされたが、これに危機感を募らせた大陸側は8月末に『台湾問題と中国の統一白書』(「参考資料」⁵)を公表し、反撃した。9月には台湾の行政院大陸委員会が同『白書』に公式に反論し、はからずも両者の統一問題に対する立場が改めて世界に向かう發信されることになった。現段階では、これをもって両岸交流が停滞するとは考えられないが、台湾当局の国連加盟の論理には、台湾を一つの政治実体として國際社会に認めさせようとする意図を超えて「一つの中国」原則に距離を置こうとするニュアンスを感じられる。「一つの中国」原則を堅持しつつ交流の深化で統一への足がかりを築こうというのが大陸側の戦略だが、こうした台湾側のスタンスの変化によってその有効性にも疑問符がつきつつある。

◎1994年の展望 中国がソ連解体(1991年末)の衝撃に耐えて共産党一党支配体制を維持し得たのは、経済が好調で政治的・社会的安定が保たれたからであり、國際社会が改革・開放を進める中国を好意的に遇したからである。錢外交部長は、年末に93年の対外関係を回顧した論文を『人民日報』に

寄稿した(同紙1993年12月15日)が、そのタイトルが「1993：世界は中国を再認識し始めた」だったのは象徴的である。94年においても中国は現在の対外政策を継続し、さらに國際社会への参与を強めていくだろうし、國際社会がそれを受け入れることも間違いない。

しかし、いくつかの問題も存在する。第1に挙げられるのは、國際社会への参与を強めれば強めるほど、その中国を見る目も厳しくなることである。2000年のオリンピック開催地決定投票で北京が敗れたのはアメリカの差し金のせいだけとは言えず、人権尊重を求める國際世論の影響も否定できない。第2には、國際社会からのインパクトが国内矛盾を激化させる可能性があることである。たとえばGATT復帰に伴う否定的影響(国内産業への打撃など)は、打撃を蒙る産業・地域の中央や他産業・地域への反感と結びつきかねない。また、第3には、対外政策の決定主体が多元化しつつあることである。現在、対外政策の決定においては共産党中央、國務院(とりわけ外交部)が主導権を握っているが、対外関係とその影響が複雑化するに従って相互間の調整が困難となりつつある。最近はこの分野で軍の発言力が増大している微候も見受けられる。

今後は、国内的利害関係と対外的利害関係がますます錯綜する事が予想される。両者を調整するリーダーシップが従来にも増して求められることになろう。

(大西康雄)

(大西：動向分析部副主任調査研究員)
(丸川：動向分析部)

重要日誌 中 国 1993年

[1月1日] フランス政府が、台湾へのミラージュ戦闘機売却を許可したことに対し、駐仏中国大使館が抗議。

13日 タリム盆地で最近埋蔵量1億t以上の大油田が発見された（『人民日報』）。

中国政府、「化学兵器禁止条約」に調印し、同条約についての声明を発表。

22日 鄧小平、上海での旧正月祝賀会で、発展のチャンスを逃してはならないと強調。

[2月3日] 譚紹文中共中央政治局委員死去。享年63歳。

11日 中国のガット加盟に関する日中政府間交渉を行なわれ、二国間関税引き下げ交渉に近く入ることで合意。

14日 唐山市の百貨店で大火災が発生し79人が死亡。

17日 6・4事件で下獄していた王丹と郭海峰が刑期切れを前に假釈放。

[3月1日] 中国のガット加盟に関する中米政府間の交渉が4年ぶりに北京で再開される（～2日）。

5日 中国共産党第14期中央委員会第2回総会開催（～7日）。「第8次5カ年計画の目標調整提案」「党政府機構改革案」を採択。

12日 王震国家副主席死去。享年85歳。

15日 第8期全人代第1回会議開催（～31日）。第8次5カ年計画の成長率上方修正、國務院機構改革案、マカオ基本法、93年度計画などが採択され、江沢民が国家主席に就任。

19日 中共中央弁公庁と國務院弁公庁、各部・地方に対して農民の負担を軽減するよう通達。

[4月1日] 上海と天津で穀物と食用油の価格を自由化。その後5月中旬まで各地で自由化。

3日 國務院は国家工商行政管理局を中心とするグループを組織し、北京長城機電科技産業公司の違法な資金集めに対する調査を行なうことを決定。

6日 深圳から北京へ向かっていた中国南方航空旅客機が2人組の中国人にハイジャックされ、台北に着陸。その後、機体と乗客は無事広州に帰還。

8日 新華社は、朱鎔基副首相が訪中していたフランシス・オーストリア首相との会談（6日）の席で「現在経済過熱の現象はない」と発言したとの報道を訂正。

9日 政府の農業政策の実施状況を調査するため14の省・自治区に派遣されていた調査グループの報告会が行なわれ、一部地域では実施状況に問題があると判明。

15日 國務院は最近、みだりな資金集めを制止し、債券発行の管理を強化する通達を出した（新華社）。

天津市の著名な郷鎮企業家禹作敏、92年12月に発生した違法監禁、傷害致死事件に関連して逮捕さる。

19日 ゴー・チョクトン・シンガポール首相訪中（～

28日）。

22日 國務院は株式発行・取引管理暫定条例を公布。

25日 ラモス・フィリピン大統領訪中（～30日）。

27日 （中国）海峡两岸関係協会と（台湾）海峡交流基金会の初のトップ会談、シンガポールで開催（～29日）。共同コミュニケ、公証書使用査証協定など調印。

30日 銀錢外交部長歐洲（オランダ、スウェーデン、イタリア、ドイツ）歴訪（～5月14日）。

[5月4日] 財政部は4月30日までとされていた国債の発行期間を当面延長すると発表。

8日 國務院は最近、内陸部の経済技術開発区7カ所（瀋陽、杭州、武漢、ハルビン、重慶、長春、蕪湖）の設立を認可（新華社）。

14日 中国銀行は15日より預金と貸出金利の引き上げを決定。財政部も同時に国債の利率引き上げを決定。

15日 國務院は最近各種の開発区を整理し、認可を厳格化すると通達（新華社）。

24日 ガット中国作業部会、第14回会議を開催（～28日）。

26日 銀錢外交部長、韓国、日本を歴訪（～6月1日）。

28日 クリントン・米大統領は対中最惠国待遇を1年間無条件延長。ただし94年7月以降の延長については条件を付す。中国外交部は29日に抗議。

[6月1日] 各地の外貨調整センターで為替レートの限度額が撤廃され、人民元が値下がりを開始。

11日 國務院は最近、資金を農業、重点国有企业、重点建設プロジェクトなど政策上の重点分野に集中せよと通達（新華社）。

13日 マハティール・マレーシア首相訪中（～22日）。

18日 中国農業銀行は、衡水中心分行において2～4月に100億ドルのLCを偽造する詐欺事件があったと発表。

20日 國務院は農民の負担となっている37項目を廃止。

23日 キーティング・オーストラリア首相訪中（～27日）。

29日 上海石化総廠が株式会社に転換。中国最大の株式会社となる。7月には香港、ニューヨークで株式上場。

中央規律検査委は徐元和元汝州市長ほか2人を多額の横領と収賄の罪で党除籍処分としたと発表。

30日 中共中央はインフレ抑制、金融秩序回復を求める6号文件（16項目政策）を通達。

[7月2日] 全人代常務委は李貴鮮中国人民銀行行長を解任、朱鎔基副首相を後任に任命。

5日 全国金融工作会议開催（～9日）。朱副首相は金融秩序整頓、金融規律厳格化の方針の貫徹を要求し、銀行健全化のための「法三章」を指示。

10日 ▶国務院は、マクロ調整強化と金融秩序整頓の実施状況を調査するため各地に調査グループを派遣すると決定。

▶中国人民銀行は11日より預金と貸出金利の再引き上げを決定。財政部も国债の利率引き上げを決定。

16日 ▶香港特別行政区準備委員会予備工作委員会第1回総会、北京で開催（～17日）。

20日 ▶喬石全人代委員長、東南アジア（インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、フィリピン）を歴訪（～8月13日）。

21日 ▶錢外交部長、ASEAN拡大外相会議出席のためシンガポール訪問（～25日）。25日にはミサイル輸出問題などについてクリストファー米国務長官と会談。

23日 ▶銀川発北京行きの中国西北航空旅客機が離陸に失敗し墜落、59人が死亡。

26日 ▶党・政府代表団（团长胡錦濤）、朝鮮戦争勝利40周年式典に出席するため、北朝鮮訪問（～29日）。

8月4日 ▶全国密輸取締対策会議開催（～6日）。沿海、沿境の17省、政府各部門の責任者が参加。

5日 ▶国務院は最近、税収の管理と減免税の厳しい抑制を各地方、部門に要求する通達を出す（新華社）。

▶深圳市の「安賀危険物品儲運公司」の危険物倉庫8棟が次々と爆発し、13人が死亡。

14日 ▶「国家公務員暫定条例」公布。

23日 ▶細川首相が国会の所信表明演説で、第二次大戦中の日本の侵略について謝罪し反省したことについて、外交部スポーツマンはアジアの平和に有利と評価。

25日 ▶チュアン・タイ首相訪中（～9月3日）。

▶米国務省は中国がパキスタンにミサイル技術を輸出したとして中国、パキスタン両国に経済制裁を実施。

26日 ▶中国の貨物船「銀河号」が化学兵器原料を積載しているとのアメリカの批判に基づき、サウジアラビア政府はダマン港で同船に対する調査を実施（～9月4日）。

9月6日 ▶ラオ・インド首相訪中（～9日）。国境地帯での平和と安定維持など四つのコミュニケに調印。

14日 ▶民主化運動家魏京生は1979年より懲役15年の刑に服していたが、刑期満了を前に假釈放された。

17日 ▶李首相、国務院全体会議の席上で、党中央の反腐敗闘争に関する決定を貫徹するよう強調。

23日 ▶IOC総会において、2000年のオリンピックはシドニーで開催と決定。北京は誘致に失敗。

28日 ▶ガット中国作業部会、第15回会議を開催（～10月1日）。

10月5日 ▶新疆ウイグル自治区において地下核実験を実施。

18日 ▶中共中央、農村対策会議を開催（～21日）。「以下の農業・農村経済発展に関する若干の政策措置」を討

議。

24日 ▶中共中央弁公庁と国務院弁公庁は、財政部の「みだりな費用徴収を抑えることについての規定」および「行政的費用徴収、罰金、没収収入の予算管理実施規定」を公布。

11月9日 ▶レ・デュク・AIN・ベトナム国家主席が訪中（～15日）。

11日 ▶遲浩田国防副長は、訪中のグラチョフ・ロシア国防大臣と中ロ国防省協力協定を締結。

▶中国共産党第14期中央委員会第3回総会開催（～14日）。「社会主義市場経済体制を確立するにあたっての若干の問題に関する決定」を採択。

15日 ▶コール・ドイツ首相訪中（～20日）。環境と発展の領域における協力、広州地下鉄建設協力など20余りの合意文書、16.5億㌦の契約が交わされる。

17日 ▶江沢民国家主席、APEC非公式首脳出席のため訪米（～21日）。クリントン米大統領ほか各国首脳と個別に会談。

19日 ▶深圳市葵涌鎮の玩具委託加工工場で火災が発生。81人が死亡、36人が怪我。

21日 ▶江沢民国家主席、キューバ、ブラジル、ポルトガルを歴訪（～30日）。24日、ブラジル国会訪問の際に、新国際経済秩序に関して4原則を提起。

12月9日 ▶香港特別行政区準備委員会予備工作委員会の第2回全体会議開催（～11日）。

▶外交部スポーツマンは日本の通産省局長の台湾訪問に対して非常に遺憾とコメント。

13日 ▶国務院は付加価値税、消費税、営業税、企業所得税、土地付加価値税に関する暫定条例を公布。94年1月1日から施行。

15日 ▶香港は94・95年選挙に関する法案を立法局に上程し、香港の選挙改革を巡る中英交渉は決裂。

18日 ▶台北で、中台間の漁業紛争やハイジャック問題を巡る海峡两岸関係協会と海峡交流基金会の事務会談（～22日）が行なわれたが、妥結には至らず。

25日 ▶国務院は全国穀物・食用油価格安定対策会議を開催。朱副首相は各地方で価格安定に尽力するよう要求。

26日 ▶毛沢東生誕百周年記念大会、北京で開催、江総書記は鄧小平は毛思想を継承、豊富化、発展させたと述べた。

▶ガリ国連事務総長、北朝鮮訪問の帰途訪中（～27日）。朝鮮半島非核化問題について李首相と会談。

27日 ▶ブットー・パキスタン首相訪中（～29日）。

28日 ▶中国人民銀行、外貨管理体制の改革を通達。94年元日より人民元の為替レートを統一し、外貨留保、上納制度を廃止。

29日 ▶「公社法」公布。

参考資料 中 国 1993年

■ 中国共产党・国家指導者名簿

(1993年12月31日現在) *は女性 (代)は代行
(死)は在職中に死亡

(1) 中国共产党第14期中央委員会

中央委員会総書記	江沢民
政治局常務委員	江沢民, 李 鵬, 喬 石 李瑞環, 朱鎔基, 劉華清, 胡錦濤
政治局委員	丁闊根, 田紀雲, 李嵐清, 李鐵映 楊白冰, 吳邦國, 鄒家華, 陳希同, 姜春雲 錢其琛, 尉健行, 謝 非, 譚紹文(死)
政治局候補委員	溫家寶, 王漢斌
中央書記處書記	胡錦濤, 丁闊根, 尉健行, 溫家寶, 任建新
中央規律検査委員会	
書記	尉健行
副書記	侯宗賓, 陳作霖, 曹慶沢, 王德瑛, 徐 青

中央軍事委員会

主席	江沢民
副主席	劉華清, 張 震
委員	遲浩田, 張万年, 于永波, 傅全有
中央組織部長	呂 楓
中央宣伝部長	丁闊根
中央統一戦線工作部長	王兆国
中央对外連絡部長	李淑錚*
政法委員会書記	任建新
〈人民日報〉社長	邵華沢

(2) 国家最高機関

国家主席	江沢民
国家副主席	榮毅仁
全国人民代表大会常務委員会委員長	喬 石
中国人民政府協商會議主席	李瑞環
国务院総理	李 鵬
国家中央軍事委員会主席	江沢民
最高人民法院院長	任建新
最高人民检察院検察長	張思卿

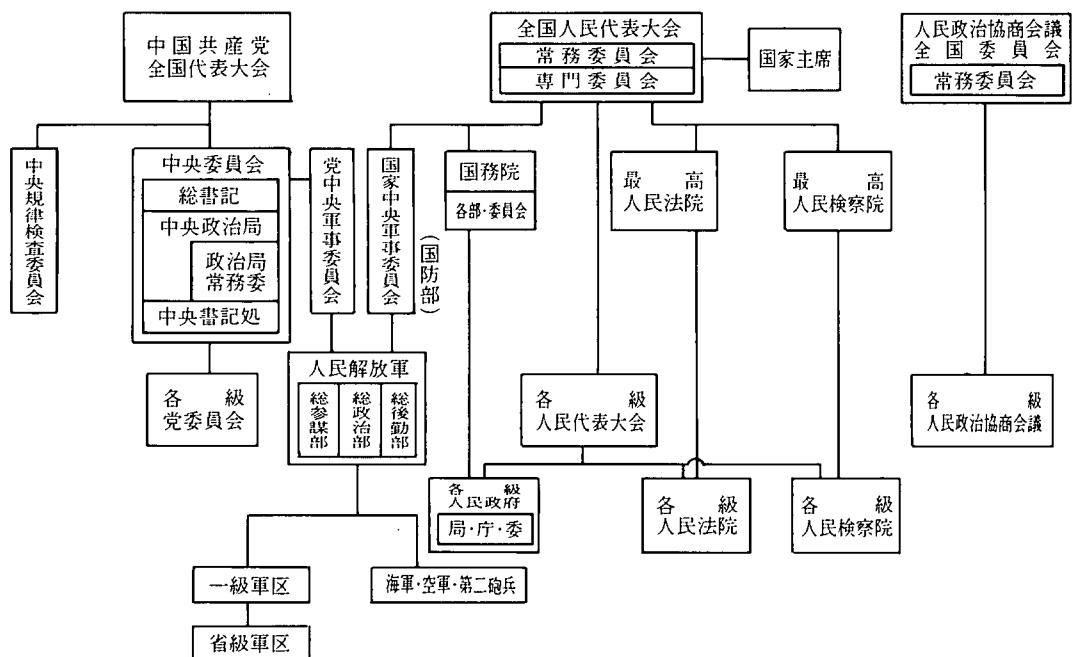
(3) 軍首脳

総参謀長	張万年
総政治部主任	于永波
総後勤部部長	傅全有
海軍司令員	張連忠
空軍司令員	曹双明
第二砲兵司令員	楊國梁
人民武装警察部隊総部司令員	巴忠倓

(4) 国務院閣僚名簿

総理	李 鵬
副総理	朱鎔基, 鄒家華, 錢其琛, 李嵐清 李鐵映, 選浩田, 宋 健, 李貴鮮 陳俊生, イスマイル・アイマット, 彭珮雲*, 羅 幹
国務委員	羅 幹 錢其琛 遲浩田 陳錦華 王忠禹 李鐵映 朱開軒 宋 健 丁衡高
秘書長	陶騏駒 賈春旺 ドジェツリン 肖 揚 曹慶沢 劉仲藜 呂培僕 朱鎔基 吳 儀*
外交部部長	呂楓 監察部部長 財政部部長 審計署審計長 中國人民銀行行長 對外貿易経済協力部部長 国内貿易部部長 農業部部長 林業部部長 水利部部長 建設部部長 地質鉱産部部長 冶金工業部部長 機械工業部部長 電子工業部部長 化學工業部部長 鉄道部部長 交通部部長 郵電部部長 人事部部長 労働部部長 電力工業部部長 石炭工業部部長 文化部部長 放送映画テレビ部部長 衛生部部長 国家体育運動委員会主任 国家計画出產委員会主任
国防部部長	朱德福 李伯勇 史大楨 王森浩 劉忠德 艾知生 陳敏章 伍紹祖 彭珮雲*

[2] 中国の国家機構——党・政府・軍



[3] 各省、市、自治区首脳名簿

(1993年12月31日現在) (代)は代行 *は女性

省、市、自治区	省主席	党委員会書記	全人代常務委員会主任	省、市、自治区	省主席	党委員会書記	全人代常務委員会主任
北京市	李其炎	陳希同	張健民	廣東省	朱森林	謝非	林若
天津市	張立昌	高占德	璧初	廣西省	克傑	趙富林	劉明祖
河北省	葉連松	程維高	贊占	海南省	阮崇武	阮崇武	杜青林
山西省	孫文盛(代)	胡富國	功群	四川省	肖秧	謝世傑	楊析綜
内蒙古自治区	烏力吉(蒙古族)	王群	王	貴州省	陳士志	劉方仁	尹俊
遼寧省	岳岐峰	顧金池	雲樹	雲南省	和志強	普朝柱	(白族)
吉林省	高嚴	何竹康	仁本琦	西藏自治区	(ナシ族)	陳奎元	ライディ
黑龙江省	邵奇惠	孫維本	竹本琦	青海省	吉ヤンツアン・ノルブ	(チベット族)	(チベット族)
上海市	黃菊	吳邦國	公達	甘肃省	白清才	張勃興	張勃興
江苏省	陳煥友	陳煥友	人民林毅	青海省	張吾樂(代)	閻海旺	盧克儉
浙江省	萬學遠	李澤民	達澤	青島市	田成平	尹克昇	シャンジャ・ツエラン
安徽省	傅錫壽	盧榮景	富光	寧夏回族自治區	白立忱	黃璜	(チベット族)
福建省	賈慶林	賈慶林	致用	新疆维吾爾自治区	(回族)	馬思忠	馬思忠
江西省	吳官正	毛致用	振春		テムル・ダワマド	宋漢良	(回族)
山东省	趙志浩	姜春雲	春富		(ウイグル族)		ハムディ・ニヤツ(ウイグル族)
湖南省	馬忠臣	李長春	夫				
湖北省	賈志傑	閔廣富					
河南省	陳邦柱	王茂林					

■ アメリカの最惠国待遇条件付き延長に対する外交部声明 (1993年5月29日)

5月28日、クリントン米大統領は、1994/95年度対中最惠国待遇延長に条件をつけることを発表した。これは中米間の三つの共同コミュニケーションと貿易関係協定の原則に公然と違反し、中国の内政にひどく干渉する行為である。中国政府はこれに断固反対を表明し、アメリカ政府に抗議するものである。

最惠国待遇は、中米双方が両国間の貿易関係協定に基づき対等、互恵を旨として与えるもので、中米が正常な貿易を行なう基礎であり、両国人民の根本的利益に合致するものである。アメリカ側は貿易問題を政治化したばかりか最惠国待遇延長に条件をつけようとしているが、中国側はこれを受け入れることはできない。アメリカ側が独断専行しようとすれば、中米関係と経済貿易協力を著しく損ない、最終的にはアメリカ自身の重大な利益をも損なうことになる。

周知のように、社会制度、イデオロギーや歴史的、文化的背景が異なるため、中米間では人権等の問題で意見の食い違いがある。双方は国際関係の準則に基づき、対等な対話を通じ、小異を残して大同につく方式でこの問題を解決すべきで、人に強制するやり方は通用しない。われわれは、ますます多くのアメリカ公民と有識者が対中最惠国待遇の無条件延長を主張し、中米関係の維持、発展を要求していることに留意している。われわれは、アメリカ政府が時勢を見極め、態度を改めて、最惠国待遇問題での自らの誤ったやり方をただすよう希望する。

(『人民日报』1993年5月29日付けより訳出)

■ 台湾問題と中国の統一

国务院台湾事務弁公室・新聞弁公室 (1993年8月31日)

(略) 中国の近代史は、侵略を受け、分割に見舞われ、侮辱を蒙る歴史であり、同時に中国人民が民族の独立を求める、国家主権、領土保全および民族の尊厳を擁護するために英雄的に奮闘してきた歴史でもある。台湾問題の発生と発展の全ては、その時期の歴史と密接な関係を持っている。さまざまな原因により、台湾は現在なお大陸と分離の状態におかれている。このような状態が終結しない限り、中華民族が蒙った傷は癒えることができず、中国人民が国家統一と領土保全を擁護するための戦いを止めることもないだろう。

1. 台湾は中国の不可分の一部分(略)
2. 台湾問題の由来(略)

3. 台湾問題を解決するための中国政府の基本方針

台湾問題を解決し、国家の統一を実現することは全中國人民の莊嚴で神聖な使命である。中華人民共和国成立後、中国政府はこのために長期にわたる弛まぬ努力を続してきた。中国政府が台湾問題を解決するための方針は「平和的統一、一国二制度」である。(略)この方針は次のような基本点を持っている。

(1) 一つの中国。世界に中国は一つしかなく、台湾は中国の不可分の一部分であり、中央政府は北京にある。これは全世界に認められている事実であり、また、台湾問題を平和的に解決する前提でもある。

中国政府は中国の主権と領土の保全を損なういかなる言論と行動にも断じて反対し、「二つの中国」、「一つの中国、一つの台湾」あるいは「一国二政府」に反対し、「台湾独立」を招きうる全ての企てや行動に反対する。海峡两岸の人民が共に中国は一つであると主張し国家の統一を擁護している。中国の不可分の一部分であるという台湾の地位は確定したもので、変更できないものでありいわゆる自決などといった問題は存在しない。

(2) 二つの制度が並存すること。一つの中国という前提の下に大陸の社会主義と台湾の資本主義制度は長期的に共存し、ともに発展し、どちらも相手を呑み込むことはしない。この考えはおもに台湾の現状と台湾同胞の実際の利益に配慮したものである。(略)

両岸の統一が実現された後、台湾の現行の社会経済制度、生活様式および外国との経済文化関係はいずれも変わらない。私の財産、家屋、土地、企業の所有権、合法的相続権、華僑および外国人の投資等、全て法律によって保護を受ける。

(3) 高度な自治。統一後、台湾は特別行政区となる。この特別行政区は中国の他の一般の省と違って、高度な自治権を享有する。台湾における行政管理権、立法権、独立の司法権と最終裁判権を有し、党、行政、軍事、経済、財政などについて独自に管理を行ない、外国と商務、文化等の協定を結び、一定の専外の権限を有することができ、自らの軍隊を持ち、大陸から軍隊も行政要員も台湾に駐在させない。特別行政区政府と台湾各界の代表者はまた国家政権機構の指導的職務に就任し、全国の行政管理に参加できる。

(4) 平和的に話し合うこと。接触と話し合いを通じて、平和的な方式で国家の統一を実現することは、全中國人民の共通の願望である。両岸の人は皆中国人であり、もし中国の主権と領土保全が引き裂かれることによって、戦いを交えたり、肉親が殺し合うといったことにでもなれば、両岸の同胞のどちらにとってもきわめて不幸なことである。平和的統一は全民族の大團結に有利であり、台湾の社会と経済の安定と発展に有利であり、全中国の

振興と富強に有利である。

敵対の状態に終止符を打ち、平和的統一を実現するためには、両岸はなるべく速やかに接触と話し合いを開始すべきである。一つの中国という前提の下でならば、話し合いの方法や参加する党派、団体と各界代表者、その他台湾側の関心をよせるあらゆる問題について、何でも話し合うことができる。両岸が話し合いのテーブルにつけば、いずれは双方とも受け入れられるような解決策を見い出せるだろう。

両岸関係の現状に鑑み、中国政府は統一が実現される前に、双方が相互尊重、相互補完、相互利益の原則にのっとって、積極的に両岸の経済協力と各種の交流を促進し、直接の通郵（郵便物交換）、通商、通航（航路開設）と双方の人的往来を行ない、国家の平和的統一のための条件を作り出すことを主張している。平和的な統一は中国政府の既定の方針である。しかし、どの主権国家も軍事手段を含めて自ら必要と認めるあらゆる手段を用いて、自国の主権と領土を保全する権利がある。中国政府はどのような方式で自国の内部事務を処理するかについては、いかなる外国或いは中国を分裂させようと企てる者に対しても、約束をする義務はないのである。

またここに指摘しておかなければならぬのは、台湾問題はまったく中国の内政であり、第二次世界大戦後の国際協定によって形成されたドイツ問題や朝鮮問題とは異なる問題である。したがって、台湾問題はドイツ問題や朝鮮問題と同じように論じてはならない。中国政府は従来よりドイツ問題や朝鮮問題を処理する方式で台湾問題を処理することに反対している。台湾問題は両岸の話し合いを通じて、一つの中国の枠の中で合理的に解決されるべきであり、またそれは完全にできるものである。

4. 台湾海峡両岸の関係の発展と障害（略）

5. 国連事務における台湾関連の幾つかの問題（略） 結び（略）

（國務院台灣事務弁公室・新聞弁公室公表の原文より訳出）

6 「銀河号」事件に関する外交部声明

（1993年9月4日）

1993年8月26日から9月4日まで、サウジアラビア政府代表団は、中国政府代表団立ち会いのもとサウジのダンマン港で中国の貨物船「銀河号」の積み荷を検査した。アメリカ政府が派遣した技術専門家もサウジ側の顧問として検査の全過程に立ち会った。今回の詳細な検査の結果、中国貨物船「銀河号」にはアメリカ側の主張するチオジグリコールと塩化チオニルという二種類の化学物質が全く積まれていないことが明らかとなった。三者代表は検査報告に署名し、上記の検査結果を確認した。中国

政府は、サウジアラビア政府が貨物船「銀河号」事件解決のため提供してくれた協力に賞賛と謝意を表する。

貨物船「銀河号」事件は、完全にアメリカの誤った情報に基づく誤った行動によって引き起こされたものである。7月23日以来、アメリカは情報入手を理由にたびたび中国側に掛け合い、中国貨物船「銀河号」がイラン向けの化学兵器原料、チオジグリコールと塩化チオニルを積載している、といわれのない非難を行なう一方、公海上で「銀河号」に対して軍艦による追跡、軍用機による写真撮影などの非常行動をとって同船の正常な航行を妨害した。アメリカ側はさらに、「銀河号」寄港予定先の所在国に誤った情報を流し、これら諸国が「銀河号」の入港、荷揚げを許可しないよう要求した。

中国側は、アメリカ側の提起した疑惑に対し真剣で全面的な調査を行なった後、早くも8月4日にはアメリカに対し「銀河号」にはアメリカ側のいう二つの化学物質が全く積載されていないと明確に通告するとともに、第三国による検査という積極的提案を行なった。しかし、アメリカ側は中国側の説明にとりあおうとせずに誤った立場をとり続け、問題の解決を遅らせた。「銀河号」はしかたなく公海上を20余日も漂流することになり、船員の用水、飲料水、食料が重大な影響を受けたほか、航路の変更、荷揚げの遅延を余儀なくされ、中国側は重大な経済的損失を蒙った。国際社会にわれわれの問題解決への誠意を示し、ことの真相をはっきりさせ、「銀河号」事件をできるだけ早く解決し、より大きな損失を回避するため、また、「銀河号」船員の苦痛を少しでも減ずるために、中国側はアメリカ側が疑惑を抱いている船内の貨物を第三者に検査させることを提案した。ところが、検査されたコンテナから上記二種類の化学物質が発見されないとアメリカ側は前言をひるがえし、それまでの合意を反故にして次々に検査範囲を拡大するという不当な要求を出し、ついには他国で船積みされた貨物を含む「銀河号」積載の782個のコンテナを検査し、検査作業は再び引き延ばされた。だが、事実はやはり事実である。ダンマン港で行なわれた詳細な検査の結果は、中国側の結論が完全に事実に合っていたことを示し、真相は白日のもとに明らかになった。アメリカが一手に造りだした「銀河号」事件は彼ら自身の失敗で終わりを告げた。

この事件において、アメリカは「銀河号」の基本的状況さえ把握せず、きわめて不眞面目で無責任な態度で各方面に彼らのいわゆる「情報」を提供した。中国側が真剣な調査を経て、アメリカ側に「銀河号」にはアメリカ側の言う二つの化学物質は積載されていないと説明した後も、アメリカ側は独断専行し、世論造りをし、圧力を加えた。近ごろアメリカは、ややもすれば、ありもしないかとりとめもないいわゆる「情報」に基づいて、ほし

いままに他国に圧力を加えているが、これは紛れもない覇権主義と強権政治の現われであり、「銀河号」事件はその一例にすぎない。

公認された国際法と国際慣習によれば、通常の海運と対外貿易を行なうことは一国の主権行為であり、いかなる他国にもそれを阻害し、侵害する権利はない。ところが、アメリカは軍艦と軍用機を派遣して「銀河号」を追跡、監視、妨害したほか、「銀河号」を出航地に引き返させよといったさまざまな不当な要求を出し、ために「銀河号」の正常な海運業務は妨げられた。こうした行為は、中国の主権と海上航行の自由を侵害するものであり、国際関係の準則を公然と踏みにじるものである。

「化学兵器禁止条約」は、1995年にならないと発効せず、同条約の検査メカニズムもいまだ確立されていない。アメリカもまだ「化学兵器禁止条約」を批准しておらず、いかなる国際組織も、アメリカが他国に対し一方的な検査を行なう権限を与えていない。アメリカの行動にはどのような法的根拠があるのか？と問わずにはいられない。もしこのような「世界の警察」を自任する行為を許すのならば、国際上どんな公理、主権の平等、正常な国家関係がありうるというのか！

中国は「化学兵器禁止条約」の署名国として自らの国際的義務に対してきわめて厳肅な態度をとっている。同条約はまだ発効していないものの、中国は化学兵器を生産せず、保有しないこと、化学兵器製造を目的とする化学製品を輸出しないことを公約している。中国が輸出する化学物質が化学兵器製造に用いられないようにするため、中国政府は化学物質輸出について極めて厳格な管理制度を定めている。アメリカ側の言う二種類の化学物質については、中国政府は関係地域への輸出を明文で禁止している。中国政府は今後ともこれまでどおり、自らの国際的義務を厳格に守り、国際的平和と安全を維持し、国家間の正常な経済、貿易往来を促進するため貢献するであろう。

「銀河号」事件は、中国に政治的にも経済的にも大きな損失を与えた。中国は、アメリカが誤った情報によってもたらされた悪影響をただちに取り除き、約束に従って「銀河号」が予定の航路によって関係港で荷揚げすることを保証するよう、また、アメリカ側が中国側に公に謝罪し、中国が蒙った一切の経済的損失を賠償するよう強く要求する。アメリカは今後、国際的付き合いにおいて国際法と国際関係の準則を厳格に順守することを明確に約束し、類似の事件が発生しないよう保証すべきである。

（『人民日報』1993年9月5日付けより訳出）

■ 核実験に関する政府声明（1993年10月5日）

1993年10月5日、中国は地下核実験を行なった。

中国が核兵器を開発し、少量の核兵器を保有するのは、完全に自衛のためである。中国は1964年に核兵器保有国になって以来、何時、いかなる状況下でも最初に核兵器を使用しないことを厳かに宣言した。中国はまた、非核保有国と非核地帯に対して核兵器を使用せず、核兵器による威嚇を行なわないことを約束するとともに、この約束に基づいて「ラテンアメリカ非核化条約」と「南太平洋非核地帯条約」の関係付属議定書に調印し、批准した。中国は、従来から核兵器の全面禁止と完全廃棄を主張し、この枠内で核実験の全面禁止を実現することを主張している。この基本的立場に立脚して、中国は従来から核実験に対して非常に自制的な態度をとり、実施した核実験の回数もきわめて限られている。

中国は「包括的核実験禁止条約」の早期交渉締結を願う非核保有国の真摯な願望を完全に理解しており、このような条約の締結は積極的意義を持っていると考えている。そのため、中国は「包括的核実験禁止条約」の早期締結を支持しており、交渉のプロセスにも積極的に参加し、その他の国と協力して遅くとも1996年までに「包括的核実験禁止条約」を締結することを目指している。中国は同時に、すべての核保有国が核兵器の不使用を約束することがより重要な意義を持っており、それが「核拡散防止条約」の目的を実現するより効果的な一步だと認識している。そのため中国は、すべての核保有国が交渉に参加し、核兵器を最初に使用しないことを無条件で約束し、非核保有国と非核地帯に対して核兵器を使用せず、核兵器による威嚇を行なわないことを約束する国際条約を締結することを強く求めるものである。

「包括的核実験禁止条約」が締結、発効すれば、中国は条約を遵守し、二度と実験を行なわない。歴史がすでに示しているように、核の優位を維持するため核抑止政策を放棄しないばかりか、核兵器の全面禁止と完全廃棄も約束しない状況下で、条件付きの「核実験停止」を提唱してもその意義は限られている。最大の核兵器庫を保有している国は、核兵器を最も早く開発し、核実験を最も多く行ない、最先端の核兵器技術を持っており、当然特別な責任がある。彼らはまず、核兵器開発活動を自制し、核兵器の先制使用、非核国家、非核地帯に対する核兵器の使用、威嚇使用を基礎とする核抑止政策を放棄するとともに、核兵器の全面禁止と完全廃棄を明確に約束し、引き続き核兵器を大幅に削減してその他の核保有国が核軍縮のプロセスに参加し、核兵器の全面禁止と完全廃棄を最終的に実現するための条件をつくらなければな

らない。

中国は平和を愛する国家で、世界の平和と安全、安定を維持する重要な勢力であり、平和と発展という全人類の崇高な目標のため一貫して努力している。中国は国際社会とともに、全地球的規模で核兵器を禁止し、徹底的に廃棄するという最終目標の早期実現のため、たゆまず努力していく。

(『人民日报』1993年10月6日付けより訳出)

8 社会主義市場経済体制確立についての若干の問題に関する中共中央の決定

(1993年11月14日)

党の第14回全国代表大会で提起された経済体制改革の任務を貫徹実施し、改革・開放と社会主義近代化建設の歩みを加速するために、第14期中央委員会総会第3回全体会議は社会主義市場経済体制の確立に関するいくつかの重大問題を討論し、以下のような決定を行なった。

1. わが国の経済体制改革が直面している新たな情勢と新たな任務

(1) 邓小平同志の「中国の特色を持つ社会主義を建設する」という理論の指導のもとに、十数年の改革が進められ、わが国の経済体制には巨大な変化が起きた。公有制を主体とし、さまざまな経済成分がともに発展する図式が初步的に形成され、農村経済体制改革はたえず深化し、国有企業の経営メカニズムは転換しつつあり、資源配分における市場の役割は急速に拡大し、対外経済交流と協力が幅広く展開され、計画経済体制が社会主義市場経済体制に徐々に移行している。改革は社会の生産力を解放し発展させ、わが国の経済建設、人民の生活と総合国力が新たな大台に乗るのを促進した。急速に変貌する国際情勢の下で、中国の社会主義制度は強大な生命力を示した。改革・開放は、党と人民が歴史的経験を真剣に総括した基礎の上にたって選択された、社会経済の発展法則にも合致する戦略的な決定であり、わが国が近代化を実現するために必ず通らなければならない道である。

鄧小平同志の1992年初めの重要談話と第14回党大会を契機に、わが国の改革・開放と近代化建設は新たな発展段階に入った。第14回党大会が明確に打ち出した社会主義市場経済体制の建設は、中国の特色を持つ社会主義を建設するという理論の重要な構成部分であり、中国の近代化建設事業にとって重大かつ深遠な意義を持っている。本世紀末に初步的に新たな経済体制を確立することは、全党と全国各民族人民の新時代における偉大な歴史的な任務である。

(2) 社会主義市場経済体制は、社会主義の基本制度と

結合したものである。社会主義市場経済体制の確立とは、すなわち国家のマクロ調整の下で、市場が資源分配において基礎的な役割を果たすことである。この目標を実現するには、公有制を主体とし、さまざまな経済成分が共に発展するという方針を堅持し、国有企業の経営メカニズムを一層転換し、市場経済の要求に適応し、所有権が明瞭、権限と責任が明確で、行政と企業が分離した、管理が科学的な近代的企業制度を確立しなければならない。全国的に統一され開放された市場システムを確立し、都市・農村市場を互いに緊密に結びつけ、資源の最適な配分を促さなければならない。政府の経済管理機能を転換し、間接的手段を主とする完全なマクロ調整システムを確立し、国民経済の健全な運行を保証しなければならない。労働に応じた分配を主体にして、効率を優先する一方で公平にも配慮した所得分配制度を確立し、一部の地区、一部の人が先に裕福になり、最終的には皆が共に裕福になるという道を歩むことを奨励しなければならない。多段階の社会保障制度を確立し、都市・農村住民にわが国の国情に即応した社会保障を提供し、経済の発展と社会の安定を促さなければならない。これら主要な部分は互いに関係し合い、また互いに制約し合う有機的な総体をなしており、社会主義市場経済体制の基本的な枠組みを構成する。これら主要部分を中心に対応した法律体系を制定し、実効ある措置をとって、改革を積極的かつ段階的、全面的に推進し、社会の生産力の発展を促進しなくてはならない。

(3) (略) 社会主義市場経済体制確立の過程においては、各種の改革措置を取捨選択しその得失を判断するとき、社会主義社会の生産力を発展させるのに有利かどうか、社会主義国家の総合国力を強化するのに有利かどうか、人民の生活レベルを引き上げるのに有利かどうかを常にその根本的基準としなければならず、また、以下の諸点に注意しなくてはならない。

- 思想解放、实事求是——計画経済の伝統的考え方を転換し、積極的に模索し、大胆に実験を進めなければならない。優良な伝統を継承し、古くさいきまりを突破する勇気を持ち、中国の国情から出発し、資本主義先進国を含む世界各国から社会化された生産と市場経済の一般法則を反映した経験に学ばなくてはならない。(略)

2. 国有企業の経営メカニズムを転換し、近代的企業制度を確立する

(4) 公有制を主体とする近代的企業制度は社会主義市場経済体制の基礎である。(略) 近代的企業制度を確立することは、社会化された大規模生産と市場経済を発展させるための必然的要請であり、中国の国有企业改革の方向である。その基本的特徴は、次のとおりである。第

1に、財産所有権の関係がはっきりしている。企業の国有資産の所有権は国家に属し、企業は国を含む出資者の投資によって形成された法人財産権を有し、民事的権利を持ち民事的責任を負う法人実体となる。第2に、企業はその全法人財産を使い、法に基づいて自主的に経営し、利益や損失に対して自ら責任を負い、規則通り納税し、出資者に対して資産の価値維持・価値増殖の責任を負う。第3に、出資者は企業に投入した資本の額に応じて所有者の権益、すなわち資産収益、重大な意思決定、管理者の選択などの権利を有する。企業が破産したときには出資者は企業に投下した資本額の分だけ企業の債務に対する有限責任を負う。第4に、企業は市場での需要に合わせて生産・経営を行ない、労働生産性と経済効率の向上を目的とし、政府は企業の生産・経営活動に直接関与しない。企業は市場競争の中で優勝劣敗の法則に従い、長期間赤字を出し、債務超過に陥った企業は法に基づいて倒産させなければならない。第5に、科学的な企業管理制度と組織管理制度を確立し、所有者、経営者、従業員間の関係を調節し、刺激と規制を結合した経営メカニズムを作り上げなければならない。すべての企業はこの方向にむけて努力しなくてはならない。

(5) 近代的企業制度の確立は困難で複雑な任務であり、経験を蓄積し、条件を整えて、徐々に進める必要がある。当面は「全人民所有制工業企業法」と「全人民所有制工業企業経営メカニズム転換条例」を引き続き実施し、企業の様々な権利と責任が百パーセント実現されるようとする。国有企业資産への監督と管理を強め、企業の国有資産の価値保持・増殖を実現しなければならない。国有企业経営メカニズムの転換と企業組織構造の調整の歩みを早め、企業に対するみだりな資金集め、支出の割当、費用徴収を毅然と制止しなくてはならない。企業が社会的機能を担うことによる負担を軽減しなくてはならない。段階的に企業資産の棚卸しを行い、所有権の範囲を画定し、債権と債務を整理し、資産を評価し、企業の法人財産の占有額を確定しなくてはならない。各方面から国有企业が穏やかに近代企業制度に転換するために条件を作らなくてはならない。

(6) (略) 近代的企業には、財産構成によって複数の組織形態がある。国有企业で会社制をとることは、近代的企業制度確立のための有益な模索である。規範化された会社は、出資者の所有権と企業の法人財産権の分離を効果的に実現でき、行政と企業の分離、経営メカニズムの転換に有利であり、企業は行政機関への依存から脱却し、国は企業への無限責任から解放される。また、資金を集め、リスクを分散させるのにも有利である。会社にはさまざまなタイプがあってよい。条件を備えた国有企业大中型企业で、投資主体が単一の場合は法に基づいて全額

出資会社に改組してよい。株を市場に上場する株式会社は少数とし、厳しく審査する必要がある。国有株が会社のなかでどれだけの比率を占めるのが適しているのかは、産業の違いと株式の分散化の程度によって異なった対応をしてよい。一部の特殊な製品を生産する会社や軍事工業企業は国家が全額出資して経営すべきだ。また支柱産業や基礎産業の基幹企業は国家が支配株主となるとともに国有以外の資金による株式保有も吸収すべきだ。会社制度を実施するのは単に名称を変えるだけではないし、資金集めのためだけではなく、経営メカニズムの転換を重視すべきである。実験ケースを通じて徐々に普及し、決して形式ばかり先走って株式会社化を一斉に始めるようなことをしてはならない。(略)

今ある全国的産業総公司（一つの産業を統括する行政機構の色彩を持った会社）は、近代的企業制度の要請に従って、徐々に持ち株会社に改組していく。公有制を主体とし、所有権の結びつきを主な紐帯とする、多地域、業種にまたがる大型企業グループを発展させ、それが構造調整を促進したり、規模の経済性を向上させたり、新技术、新製品の開発を早めたり、国際競争力を強化したりすることに対して果たしうる重要な作用を發揮させる。

普通の小型国有企业は、あるものは請負経営、賃貸経営を行ない、あるものは協同組合制に改組しても、また企業によっては集団や個人に売却してもよい。企業や株式を売却した収入は、国家が急いで発展させる必要がある産業に投下する。

(7) 企業の経営制度と組織管理制度を改革し整備する。工場長（社長）責任制を堅持し、整備して、工場長（社長）の法に基づく職權行使を保証する。会社制をとる企業は、関係の法規に従って内部の組織機構を整える。企業内の党組織は政治的中核の役割を果たし、党と国家の方針・政策の実行を保証、監督する。労働者階級に誠心誠意依拠する。労働組合と従業員代表大会は従業員を組織して、企業の民主的管理に加わり、従業員の法的権利を守る。(略)

(8) 企業の国有資産の管理を強化する。国有資産に対しては、国家が統一的に所有し、政府が各レベルごとに監督し、企業が自主的に経営するという体制を実施する。政府の社会経済管理機能と国有資産の所有者としての機能を分離するという原則に基づき、国有資産の管理と経営の合理的な形式とやり方を積極的に模索する。中央、および省・自治区・直轄市の二つのレベルにおいて国有資産管理を専門に行なう機構を強化する。目下、国有資産の管理がますく、減少が甚だしい状況は、大いに重視される必要がある。関係官庁はその管轄企業の国有資産について監督の責任を負い、必要に応じて監事會を派遣して、企業の国有資産の価値の維持・増殖を監視させる。

国有資産を過少評価して株式会社に転換すること、低価格で売却すること、無償で個人に分けることを厳禁する。制度を健全化し、流出源を各方面から塞ぎ、国有資産とその権益が侵犯されないようにしなくてはならない。

(9) 公有制を主体とし、複数の経済セクターと共に発展させる方針を貫く。国有経済と集団経済の発展を積極的に促す一方、個人経営、私営、外資系経済の発展を奨励し、また法律に基づく管理を強化する。所有権の流動化と再結合に伴い、資産が混合所有された経済単位が次第に多くなって、新しい資産所有構造が形成されよう。全国レベルで見た場合、公有制が国民経済の中で主体的地位を占めるべきだが、地方、産業によっては違いつかってよい。公有制が主体的地位を占めるということは、主に国家と集団が所有している資産が社会の総資産のうちで優勢を占めているということ、国有経済が国民経済の命脈となる部分を支配したり、経済発展において主導的作用を果たすといった方に体現される。公有制経済、とりわけ国有経済は積極的に市場競争に参加し、市場競争のなかで大きくなり発展しなくてはならない。国家は各種所有制経済が平等に市場競争に参加できる条件を作りだし、各種の企業を同等視しなくてはならない。現有的の都市集団所有制企業は所有関係を整理し、状況に応じて協同組合制企業や共同経営企業に改組できる。条件があるものは有限会社を設立できる。少数の、規模が大きく業績がよいものは株式会社か企業集団を組織できる。

3. 市場システムの育成と発展

(10) 市場メカニズムが資源配分に果たす基礎的な作用を発揮させ、市場システムを育成、発展させなければならぬ。当面、生産要素市場の発展に重きを置き、市場行為を規範化し、地域、部門による分割と封鎖を打破し、不公正な競争に反対し、対等な競争の環境を作り、統一的、開放的、競争的、かつ秩序ある大市場を形成しなければならない。

(11) 価格改革を推進し、主に市場によって価格が形成されるメカニズムを確立しなければならない。(略) 価格改革を深化するまでの主要任務は、価格の全般的水準の相対的安定を保持することを前提に、競争的な商品とサービスの価格を開放し、政府が価格を決定する少数の商品とサービスの価格を調整すること、生産手段の二重価格制を速やかに廃止すること、生産要素価格の市場化プロセスを速めること、国と人民の生活に関わる重要商品の備蓄制度を確立、整備し、市場価格を安定させることなどである。

(12) 現在の商品流通システムを改革し、商品市場をさらに発展させる。重要な商品の产地、販売地、および集散地では、大口の農産品、工業消費財、生産資材の卸売

市場を設立する。少数の商品先物市場の実験については厳格に規範化する。(略)

(13) 当面の市場システム育成の重点は、金融市場、労働力市場、不動産市場、技術市場と情報市場を発展させることである。

銀行融資を主とする金融市場を発展させ、整備する。資本市場は債券・株式による金融を積極的かつ穏やかに発展させる。債券発行機構と債券信用格付け制度を確立し、債券市場の健全な発展を促進する。貨幣市場では、銀行の同業間のコール融資と手形割引を発展させ、規範化し、中央銀行は国債の売買を展開する。(略)

労働制度を改革し、徐々に労働力市場を形成する。労働力が豊かであることはわが国の経済発展における優位性であるが、同時にまた就業の圧力が存在するということでもあるので、人的資源の開発・利用と合理的な分配ということを労働力市場発展の出発点としなければならない。就業のルートを広く開放し、都市労働力をより多く就業させるとともに、農村の余剰労働力が徐々に農業以外の産業に移転したり、地域間で秩序だって流動するのを奨励、誘導しなくてはならない。多種類の就業形態を発展させ、経済的手段を用いて就業構造を調整し、雇用単位と労働者が双方選択し合って合理的に流動する就業メカニズムを形成しなければならない。

不動産市場を規範化し、発展させる。中国は土地が少なく人口が多いので、土地資源を非常に大切にし、合理的に利用し、土地管理を強化しなければならない。耕地を着実に保護し、農業用地の非農業用地への転換を厳しく抑制しなければならない。都市の土地の一次市場は国家が独占する。土地使用権の期限付き有償リース制度を実施し、商業用地の使用権のリースについては相対協議方式から入札制に改変すべきである。同時に、土地の二次市場の管理を強化し、正常な土地使用権価格が市場で形成されるメカニズムを確立しなくてはならない。不動産税などの徴収と調整などの措置を通じて、不動産取引で暴利をむさぼり、国家の収益を減少させることを防止する。(略)

(14) 市場仲介組織を発展させ、そのサービス、仲介、公証、監督の役割を發揮させる。会計士、監査士、弁護士事務所、公証・仲裁機構、計量・品質検査認証機構、情報コンサルタント機構、資産信用評価機構などを重点的に発展させる。(略)

(15) 市場に対する管理、監督を改善、強化する。正常な市場参入、市場競争、市場取引の秩序を確立し、公平な取引を保証し、経営者と消費者の法的権益を保護する。偽物、粗悪品の生産、販売、脅迫による市場支配などの違法行為を断固法に基づき処罰する。(略)

4. 政府の機能を転換し、マクロ経済調整システムを確立、整備する

(16) 政府の機能の転換、政府機構の改革は、社会主義市場経済体制を確立する上での差し迫った要求である。政府の経済管理機能は主に、マクロ調整政策を制定、実施し、インフラストラクチャーの建設に取り組み、良好な経済発展環境を作ることである。政府は経済手段、法的手段、必要な行政手段を運用して、国民経済を管理し、企業の生産経営活動には直接介入しない。(略) 政府の経済管理部門は機能の転換をはかり、専門経済部門は徐々に減らし、総合経済部門は総合調整作業に取り組むほか、政府の社会管理機能を強化し、国民経済の正常な運行と良好な社会秩序を保証しなければならない。

(17) 社会主義市場経済には、健全なマクロ調整システムが必要である。マクロ調整の主な任務は、経済総量の基本的均衡を維持し、経済構造の改善を促し、国民経済が持続的、急速かつ健全に発展するのを導き、社会の全面的進歩を促すことである。マクロ調整は主として経済的手段をとり、当面は財政、租税、金融、投資、計画体制の改革において重大な一歩を踏み出し、計画、金融、財政の間で相互に協調しあい制約しあうメカニズムを確立し、経済の運行に対する総合調整を強化しなければならない。計画は国民経済と社会発展の目標と任務、そして実施すべき経済政策を提起する。中央銀行は貨幣価値を安定させることを第一の目標としてマネーサプライを調節し、国際収支のバランスを保持する。財政は予算と租税という手段を運用し、経済構造と所得分配の調節を重視する。通貨政策と財政政策を運用し、社会の総需要と総供給の基本的バランスを調節し、同時に産業政策とも協調し合って、国民経済と社会の協調的発展を図る。

(18) 財政体制と税制の改革を積極的に推進する。短期の改革の重点は、第1に、現行の地方財政請負制を中心と地方の職務権限を合理的に区分することを基礎にした分税制に変え、中央税収と地方税収の体系を確立することである。国家の権益の保護とマクロコントロールの実施に必要な税種は中央税に分類する。経済発展と直接関係する主要な税種は国と地方が共有する税とする。地方税の税種を充実させ、地方税収入を増やす。経済の発展を通じて、効率を高め、財源を拡大し、財政収入が国民総生産に占める割合を徐々に引き上げ、中央財政収入と地方財政収入の比率を合理的に確定する。分配構造と地域構造を調整し、特に経済未発達地区の発展と古い工業基地の改造を助成するため、中央財政から地方への交付金と移転支払い制度を実施する。第2に、税法の統一、税負担の公平化、税制の簡素化、合理的な分権という原則に従い、税制を改革、整備することである。付加価値税を主体にした流通税制度を推進し、少数の商品につい

ては消費税を徴収し、大部分の非商品経営については引き続き營業税を徴収する。国有企业所得税の税率を引き下げ、エネルギー・交通建設基金と予算調整基金を廃止することを基礎にして、企業は法に従って納税し、国家と国有企业の利潤分配関係を整備する。企業所得税と個人所得税を統一し、税率を規範化し、微税ベースを拡大する。一部の税種を新設、調整し、税の減免を整理し、租税管理を厳しくし、税の流失を防止する。第3は複式予算制度を改善し、規範化することである。政府公共予算と国有资产経営予算を確立するほか、必要に応じて、社会保障予算とその他の予算を確立する。財政赤字を厳しく抑制する。中央の財政赤字は今後銀行から貸し越してはならず、長短期国債の発行で解決する。政府の内外債務を統一的に管理する。

(19) 金融体制改革を加速する。中国人民銀行は、中央銀行として国务院の指導下で通貨政策を独立して実施し、主に融資規模の管理に頼る状況から、預金準備率、中央銀行貸出利率、公開市場業務などの手段を運用する方向に転換して、通貨供給量をコントロールし、通貨価値の安定を維持する。また、各種金融機関を監督、管理し、金融秩序を守り、今後は非金融機関に対する業務は行なわない。銀行業と証券業は業種を分けて管理する。通貨政策委員会を設置し、通貨と融資政策を逐次調整する。通貨は全国範囲で流通し、集中して統一的に管理しなければならないので、中国人民銀行の分支机构は本行の派出機構とし、なるべく行政区画を跨いで設置するよう条件を整えなくてはならない。

政策銀行を設立し、政策業務と商業業務の分離を図る。国家開発銀行と輸出入信用銀行を設立し、中国農業銀行を改組し、厳格に画定された政策的業務を担当させる。商業銀行を発展させる。既存の専門銀行は商業銀行に徐々に転換するほか、必要に応じて農村共同銀行と都市共同銀行を段取りを追って設立する。商業銀行は資産負債比率管理とリスク管理を行なわなくてはならない。ノンバンク金融機構を規範化し発展させる。

中央銀行は資金需給状況に応じて基準金利を逐次調整するが、商業銀行は預貸金利を規定の範囲内で自由に変えることが許される。外貨管理体制を改革し、市場を基礎とする管理フロート制度と統一され規範化された外貨市場を建設する。人民元を徐々に交換可能な通貨にする。

銀行系統のコンピュータ・ネットワーク化を実現し、商業手形と小切手などの支払手段の使用範囲を拡大し、決済の規律を厳格化し、決済を効率化し、クレジット・カードを積極的に普及して現金流通量を減少させる。

(20) 投資体制改革を深化させる。法人投資と銀行融資のリスク責任体制を徐々に作り上げる。競争的なプロジェクトへの投資は企業が自主的に決定し、自らリスク

を負い、必要な融資は商業銀行が自主的に決定し、損失は自ら負担する。現行の行政認可制に代えてプロジェクトの登録・報告制度を実施し、国家は産業政策によって誘導する。基礎的プロジェクトには各方面的投資を誘致し、その参加を奨励する。地方政府が地域的なインフラ建設に責任を持つ。国家の大規模プロジェクトは、統一的計画に従い、国家開発銀行などの政策銀行が財政投融资や金融債発行などによって資金を調達し、資本参加、有利な政策金融などさまざまな形をとって進める。企業法人が事前計画、資金集め、建設から生産経営、借金の元利支払及び資産の価値保持・増殖の全過程について責任を持つ。社会公益的プロジェクトは、社会各界の資金を幅広く吸収し、中央と地方の事業権区分に基づいて、政府が財政によって統一的に進める。

(21) 計画体制の改革を進め、計画管理機能をさらに一步転換する。国家の計画は市場を基礎とすべきで、全体としては指導的計画でなければならない。計画の任務は国民経済・社会発展の戦略、マクロ調整の目標および産業政策を適正に決定し、経済の予測をたて、重要な経済構造、生産力配置、国土整備、重点建設について計画することである。(略)

(22) 中央と地方の経済管理権限を適正に区分し、中央と地方の両方の積極性を發揮させる。マクロ経済調整の権限は、通貨の発行、基準金利の決定、為替相場の調節、重要税種の税率見直しなどを含めて、中央に集中しなければならない。これは経済の総量均衡、経済構造の合理化、全国の市場の統一を保証するのに必要である。中国は国が大きく、人口が多いので、省、自治区、直轄市が国の法律、法規、マクロ政策に従って地域的な法規、政策、計画を定め、地方の租税と予算によってその地域の経済活動を調節し、また地方の資源を十分に活用して、その地域の経済・社会の発展を促進できるよう、しかるべき権限を与えなければならない。

5. 合理的な個人所得の分配と社会保障制度の確立

(23) 個人所得の分配は労働に応じた分配を主体として、多種の分配方式を併存させる制度を堅持し、効率を優先し、公平にも注意を払う原則を具現する。労働者の個人労働報酬に関して競争メカニズムを導入し、平均主義を打破し、多く働いて多くの収入を得る制度を実行し、合理的に格差を広げるべきである。一部の地区、一部の人々が誠実な労働と適法な経営を通じて先に豊かになる政策を堅持し、先に豊かになったところが後から豊かになるところを導き援助することを提唱し、共同富裕を徐々に実現する。

(24) 企業、事業単位、行政機関のそれぞれの特徴に適合した賃金制度と正常な賃金増加メカニズムを確立する。

国有企业は、従業員の賃金総額の伸び率が企業の経済効率の伸び率を下回り、従業員の平均賃金伸び率がその企業の労働生産性の伸び率を下回ることを前提に、労働需給の変化と国の関連政策規定に基づき、賃金水準と内部分配方式を自主的に決定する。行政機関は国家公務員制度を実行し、公務員の賃金は国が経済の発展状況と企業の平均賃金水準を参照して確定、調整し、正常な昇進と賃金増加のメカニズムを形成する。事業単位は独自の賃金制度と分配方式を実施し、条件があるところは企業の賃金制度を実施できる。国家は最低基準賃金を定め、各種企業、事業単位は厳格に実行しなければならない。個人所得の貨幣化、規範化を積極的に推進する。

(25) 国は法に基づき法人と住民のあらゆる適法な所得と財産を保護し、都市・農村住民の貯蓄と投資を奨励し、個人に属する資本等の生産要素が収益の分配に与ることを認める。個人所得の納税申告制度を徐々に確立し、法に基づく個人所得税の徴収・管理を強化し、適時に遺産相続税、贈与税の徴収を開始する。分配政策と租税による調節を通じて少数の人の所得が極端に多くなることによる両極分化を避けなければならない。(略)

(26) 多段階の社会保障体系を確立することは企業と事業単位の改革の深化、社会の安定保持、社会主義市場経済体制の確立にとって重大な意義を持っている。社会保障体系のなかには、社会保険、社会救済、社会福祉、復員兵士の就職斡旋、社会互助、個人貯蓄の積立保障が含まれる。社会保障政策を統一し、その管理を法制化しなければならない。社会保障水準は社会生産力の発展水準及び各方面の受容能力と適合していかなければならない。都市住民と農民の社会保障方法は差異があつてしかるべきである。(略)

(27) 社会保障の異なる類型に基づき、その資金源と保障方式を確定する。企業の養老・失業保険制度を重点的に整備し、社会サービス機能を強化することで、企業の負担を軽減し、産業構造の調整を促進し、企業の経済効率と競争力を高める。都市労働者の養老・医療保険料は単位と個人の共同負担とし、社会の互助と個人口座を結びつける。失業保険制度を一段と健全化し、保険料は企業が従業員の賃金総額の一定割合に基づき統一的に支払う。労災保険制度を普遍的に確立する。農民の養老は家庭保障を主として、社会的扶助と結びつける。条件のある地方は、農民の自発的意思に基づき、個人貯蓄積立養老保険を実行してよい。農村共同医療制度を発展、整備する。

(28) 統一的な社会保障管理機構を設立する。社会保障事業の管理のレベルを引き上げ、社会保険基金の調達、運用の良好な循環メカニズムを形成する。社会保障の行政管理と社会保険基金の経営は分けなければならない。

社会保障管理機構は主に行政管理機能を行使する。政府関連部門と公衆の代表の参加する社会保険基金監督組織を設立し、社会保険基金の収支と管理を監督する。社会保険基金の運営機構は、基金の正常な支払と安全性、流動性という前提の下、法に基づいて社会保険基金を主に国家債券の購買に使うことで、同基金の価値保持・増殖を図ることができる。

6. 農村経済体制改革の深化

(29) (略) 農村における党の基本政策を安定させ、農村改革を深め、農村の経済発展を速め、農民の所得を増やし、国民経済の基礎としての農業の地位を更に強化し、今世紀末までに農業を新たな大台に乗せて、広範な農民の生活を、衣食をどうやら満たせる状態からまずまずの暮らしぶりの水準に到達させなければならない。

(30) わが国農村の経済は、構造調整と収益向上を主な特徴とする新しい発展段階を迎えた。農産物に対する消費需要の変化に合わせて、作物構成を合理化し、農業を多収穫、良質、高収益の方向へ発展させる必要がある。食糧、綿花など基礎農産物の安定した伸びの維持を前提に、農村の産業構造を調整し、郷鎮企業、その他の農業以外の産業の発展を速め、農村の余剰労働力により多くの商業の機会を与えるようにする。農業の產品構成と農村の産業構造調整を実現するには、積極的に農村市場を育成し、地域的封鎖と都市・農村の分断を打破して、流通をさらに活発にし、農村の経済発展の開放性を強めて、さまざまな経済資源がより広い範囲で移動し、結合できるようにしなければならない。(略)

(31) 生産高連動家族請負を主とする責任制および統一と分散を結合した二重経営体制は、農村の基本的経済制度であり、長期間安定させ、たえず改善していくなければならない。土地の集団所有を堅持するという前提のもとで、耕地の請負期間を延ばし、開発的生産事業の請負経営権の承継を認め、土地使用権の法に基づく有償譲渡を認める。経済の比較的発達した少数の地方では、大衆の自由意思のもとに、再請負、出資などさまざまな形で適正規模経営を発展させ、農業の労働生産性と土地生産性を高めるようにしてよい。農村の集団経済組織はサービス的性格の経済実体を積極的に設立して、家族経営にサービスを提供し、徐々に集団の資産を蓄えて、集団経済の力を大きくしていくべきである。

(32) 農村の社会サービス・システムを発展させ、農業の専門化、商品化、社会化をはからなければならない。

(略) 部門による分割、生産と販売の分離状況を改変し、農産物の流通を全面自由化していき、さまざまな形の商業・工業・農業の一体化経営を発展させ、生産、加工、販売段階を緊密に結びつけるようにする。(略)

(33) 郷鎮企業は農村経済の重要な柱である。請負経営責任制を完全なものにし、協同組合制を発展させ、新しい所有権制度と経営方式を創造して、郷鎮企業の活力をさらに強めなければならない。(略) 郷鎮企業の適度の集中を誘導し、既存の小都市を十分に活用、改造するほか、新しい小都市を建設する。小都市の戸籍管理制度を徐々に改革し、農民が小都市に移って工業、商業を営むのを認め、農村の第三次産業を発展させ、農村の余剰労働力を促進する。

(34) 政府の農業生産に対する支援と農民利益の保護を強化する。各級政府は農業への投入を徐々に増やし、農民と集団が労働と資金の投入を増やすのを積極的に奨励し、農業の生産条件をたえず改善して、農業の物質的技術的基礎を強化しなければならない。食糧など基礎農産物の備蓄調節システムと市場リスク基金の整備を急ぎ、保護価格による買い上げ制度によって、市場価格の大きな変動を防止しなければならない。農業生産財工業の発展を後押しする。農民の費用負担、労務負担の管理を規範化、法制化し、農民の経済利益を確実に保護する。

(35) (略) 中央と地方はともに貧困地区、とくに旧革命根拠地、少数民族地区、辺境の社会・経済開発に関心と支援を寄せ、貧困地区支援のための開発事業をさらに強化し、農業基盤整備を重点的に進め、交通・通信事情を改善しなければならない。先進地区と貧困地区的幹部交流と経済技術協力を拡大する。(略)

7. 対外経済体制改革の深化、対外開放の更なる拡大

(36) 対外開放政策を断固搖るぎなく実行し、対外開放の足どりを速め、国際、国内の両市場、両資源を十分に利用し、資源配分を最適化する。国際競争と国際経済協力に積極的に参加し、中国経済の比較優位を發揮し、開放型経済を発展させ、国内経済と国際経済の相互結合と補完を実現する。(略)

(37) 全方位の開放を実行する。経済特区、沿海開放都市、沿海開放地帯、および国境沿い、長江沿い、内陸の中心都市の対外開放を引き続き推進し、開放地区の放射的、先導的役割を十分に發揮させる。主要交通幹線の沿線地帯の開発・開放を加速する。中・西部地区が外資を吸収して天然資源を開発・利用することを奨励し、経済の振興を促進する。統一的計画のもとで、経済技術開発区、保税区を真剣に運営し、いくつかの層で構成され、それぞれに特色を持った全方位開放の枠組みを形成する。(略)

(38) 対外経済貿易体制を一段と改革し、国際経済の慣行規則に適合した運行メカニズムを確立する。統一した政策、自由化された経営、平等な競争、利益と損失の自己負担、工業と貿易の結合、代理制推進の改革方向を堅

持する。全企業の対外経営メカニズムの転換を加速し、近代的企業制度に基づいて国有対外経済貿易企業を改組し、条件を具備した生産・科学技術企業に対する経営権を付与し、いくつかの国際化、実業化、集団化した総合貿易公司を発展させる。国は主に為替レート、租税、融資などの経済手段によって对外経済活動を調整する。輸出入管理制度を改革し、指令的計画を廃止し、行政的関与を減らす。量的制限を実行している少数の輸出入品に対する管理は、効率、公正、公開の原則に照らして、クオータの入札と競売、規範化された配分を実行する。輸出入商会の調整的指導、コンサルティング・サービスの役割を發揮させる。品質による競争と市場の多元化戦略を積極的に推進する。国境貿易を一段と立派に進める。輸出戻し税制度を整備する。関税の全般的水準を引き下げ、関税の構造を合理的に調整し、徴収・管理を厳格にし、密輸に打撃を与える。(略)

(39) 外国の資金、技術、人材、管理経験を積極的に導入する。投資環境と管理方法を改善し、導入規模を拡大し、投資分野を広げ、国内市場を一段と開放する。条件を作り、外資企業に対し内国民待遇を実行し、法に基づき外資企業に対する管理を改善する。外資がインフラ建設、基礎産業、ハイテク産業と既存企業の技術改造に重点的に投資するよう導き、輸出型企業の設立を奨励する。

(略)

8. 科学技術体制と教育体制の更なる改革

(40) 科学技術は第一の生産力である。(略) 中央、地方及び企業はみな科学技術への投入を増やし、構造が最適でかつ、配置が合理的、少数精銳で効率の高い研究開発体系を徐々に形成し、開発研究、ハイテク・新技術およびその産業と基礎研究の発展を推進し、科学技術の成果が現実の生産力に転化されるのを促す。(略)

(41) 科学技術と経済の一体化を積極的に促す。第1に、国民経済の中の重大かつガギとなる技術分野を選択し、科学技術陣を統一的に調整、組織して、科学技術の難関を攻略する。第2に、自主開発と技術導入が互いに促進し合う新しいメカニズムを確立し、技術導入と技術革新に取り組む。高技術産業開発区をうまく運営し、ハイテク・新技術の成果の商品化と产业化を促す。第3に、科学技術機関、大学が大型企業や企業グループと連合して新製品、新技術の研究開発機構を創設するのを奨励し、ハイテク・新技術による伝統産業改造の歩みを加速する。第4に、技術移転の仲介機関、中間実験、工業実験を発展、促進し、地区と業種の技術革新組織と技術普及ネットワークを確立する。第5に、軍事工業科学研究所は軍民結合の方針を引き続き貫き、軍需工業技術の民用分野への移転を積極的に推進する。

(42) 社会主義市場経済の確立と近代化の実現は、最終的には国民の資質の向上と人材の育成によって決まる。各級党委員会と政府は教育事業の優先発展を戦略的任務としてしっかりと取り組み、教育活動に対する指導を強化しなければならない。(略) 政府が教育を独占している状況を改め、政府による教育を主としつつも社会各界が教育に参加する新体制を形成する。(略)

(43) 知識を尊重し、人材を尊重し、各人がその才能を開花させ、人材が輩出する環境と条件を作り出さなければならない。さまざまな形態と方途で、大量の熟練労働者と各種専門人材を育成するほか、世界科学技術の先頭に立つ、来世紀に跨る学術および技術のリーダーたちを育成しなければならない。人材の育成と合理的な起用を結びつけ、労働人事と幹部選抜制度の改革を合わせて行なわなければならない。各種職業の資格基準と採用基準を制定し、学歴証書と職業資格の二種類の証書制度を実施し、公開募集、平等競争を徐々に実施し、人材の合理的な移動を促さなければならない。「留学自由、帰国奨励、行き来自由」の方針を実施し、さまざまな形式で、在外人材が祖国に奉仕するのを奨励する。

9. 法律制度の整備に力を入れる

(44) 社会主義市場経済体制の確立と整備は、必ずや法制の完備によって規範化され保障されなければならない。

(略) 法制整備の目標は、憲法に定められた原則に従って経済立法を速め、民法、商法、刑法及び国家機関と行政管理関連の法律をさらに完全なものにし、今世紀末に社会主義市場経済に即応した法体系を初步的に作り上げること、司法制度と行政・法執行メカニズムを改革・整備し、司法と行政による法執行のレベルを高めること、法執行の監視メカニズムと法律サービス機構を整備し、法制教育を広げ、社会全体の法意識と法制観念を高めることである。

(45) 社会主義法制の統一を堅持し、改革の政策決定を立法の政策決定と密接に結びつける必要がある。立法にあたっては、改革の精神を体现し、法律で改革の順調な進行を誘導、促進、保障するようにしなければならない。立法計画をたてて、市場主体の規範化、市場秩序の維持、マクロ調整の強化、社会保障の完備、对外開放の促進に関する法律の制定を急がなければならない。社会主義市場経済体制に即応しない法律や法規を適時に改正または廃止する必要がある。(略) 各級政府はみな法に基づいて行政事務を司らねばならない。経済その他の活動において、法律があっても依拠しなかったり、法律に違反しても追及しない、職權の乱用、および特定の部門や地域の利益のために法律を破る現象を断固是正しなければならない。(略)

(46) 清潔な政治、腐敗反対は社会主義市場経済体制を確立するための必要条件であり、重要な保証でもあり、改革事業の成否や党と国家の命運にも関わる重大なことなので、必ずしっかりとやらなくてはならない。清潔な政治実現のための法制整備を強化し、党、国家機関とその職員、特に指導幹部の廉潔・自律メカニズムと腐敗監視メカニズムを完備させなければならない。(略)

10. 党の指導を強化、改善し、今世紀末に社会主義市場経済体制を初步的に確立するため奮闘しよう

(47) 社会主義市場経済体制を確立し、近代化の足どりを速めるには、党の指導を強化、改善しなければならない。党が新たな時期の偉大な歴史的任務を担うには、自らの建設を強化しなければならない。当面、党の建設は次のいくつかの活動に重点的にしっかりと取り組まなければならぬ。第1に、鄧小平同志の中国の特色を持つ社会主義建設理論で全党を武装する。マルクス・レーニン主義、毛沢東思想を学習し、その中心内容である中国の特色を持つ社会主義建設理論を学習し、党の基本路線と社会主義市場経済を発展させる方針、政策を貫徹、実行する決意、自覚を高め、思想政治面で高度な一致を保つことである。第2に、誠心誠意人民に奉仕するという趣旨を堅持し、党の優れた伝統と作風を継承、発揚し、党と人民の連係を一段と密接にする。第3に、党の民主集中制を厳格に実行し、党内の政治生活を健全にし、党的團結を守り、党的規律を厳しくし、全局の意識を強め、全党が行動面で足踏みをそろえ、命令と禁令を守る。第4に、各級指導グループの建設を強化し、現実に深く入り、調査・研究し、官僚主義と形式主義を断固克服し、社会主義市場経済の基本知識と現代科学技術知識を学習し、指導部の近代化建設の水準を高める。第5に、党的末端組織建設を着実に強化し、一部党组织の軟弱散漫な状況を改めることに努め、末端党组织の戦闘のとりで、広範な党员の前衛的模範としての役割を充分に發揮させ

る。

(48) 社会主義市場経済体制の確立と経済の発展に合わせて、政治体制改革を積極的に推進し、社会主義民主政治の建設を強化する。人民代表大会制度と共産党の指導する多党協力および政治協商制度を堅持し、整備する。

(略)

(49) 両手でつかみ、両手に力を入れる方針を堅持し、理想、道徳、教養、規律を持った新人の養成を目標とする社会主義精神文明建設を強化する。(略) 愛国主義、集団主義、社会主義教育を幅広く深く生き生きと展開し、中国の歴史、特に近代史、現代史と中華民族の優れた伝統の教育を展開し、民族の自尊心、自信、誇りを高め、刻苦奮闘の精神を発揚し、億万大衆の巨大な創造力を中国の特色を持つ社会主義建設の偉大な事業に凝聚しなければならない。社会主義市場経済の条件のもとで、正しい人生観と文明的で健全な生活様式を堅持するよう積極的に提唱し、社会的公徳心と職業道徳の建設を強化し、拜金主義、極端な個人主義と腐敗した生活様式に反対しなければならない。「ポルノ一掃」と各種の醜悪な現象を一掃する鬪争をたゆみなく進め、社会治安総合対策を強化しなければならない。人民に奉仕し、社会主義に奉仕するという方針、百花齊放・百家争鳴の方針を堅持し、積極的かつ前向きで、人民大衆が喜ぶ文化芸術作品を創作し、人民の精神生活を豊かにすることを奨励しなければならない。(略)

(50) (略) 現在、中国経済が高度成長の過程でいくつかの矛盾や問題に直面しているのは、根本的にいえば、古い体制の欠点がまだ完全に克服されておらず、新しい体制もまだ完全には形成されていないからである。従って、各レベルの党委員会と政府はさらに多くの力を改革の加速に集中しなければならない。(略)

(『人民日報』1993年11月17日付。翻訳は『北京週報』1993年第47号をもとに、当部で追加・修正した)

主要統計 中國 1993年

145

(使用記号：－該当なし、…不明、0ゼロ・極小)

対米ドル為替レート（1米ドル=元、年平均）

年	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
元	1.9757	2.3200	2.9367	3.4528	3.7221	3.7221	3.7651	4.7832	5.3234	5.5146	5.7620

(出所) IMF, *International Financial Statistics*.

第1表 人口・労働（所有形態別、産業別、賃金、失業率）

単位	1990	1991		1992		1993	
		数量・金額	前年比(%)	数量・金額	前年比(%)	数量・金額	前年比(%)
総人口	万人	114,333	1.4	115,823	1.3	117,171	1.2
社会労働者総数	万人	56,740	2.6	58,360	2.9	59,432	1.8
労働者・職員総数	万人	14,059	2.3	14,508	3.2	14,792	2.0
国有単位	万人	10,346	2.4	10,664	3.1	10,889	2.1
都市集団所有制単位	万人	3,549	1.3	3,628	2.2	3,621	-0.2
その他所有制単位	万人	164	24.2	216	31.7	282	30.6
都市個人經營労働者	万人	671	3.5	760	13.3	838	10.3
農村労働者	万人	42,010	2.6	43,093	2.6	43,802	1.6
第1次産業	万人	34,049	2.6	34,876	2.4	34,769	-0.3
第2次産業	万人	12,158	1.2	12,469	2.6	12,921	3.6
第3次産業	万人	10,533	3.8	11,015	4.6	11,742	6.6
平均賃金(年額)	元	2,140	10.6	2,340	9.3	2,711	15.9
国有単位	元	2,284	11.1	2,477	8.5	2,878	16.2
都市集団所有制単位	元	1,681	8.0	1,866	11.0	2,109	13.0
その他所有制単位	元	2,987	10.3	3,468	16.1	3,966	14.4
都市部失業率	%	2.5	—	2.3	—	2.3	—
						2.6	—

(出所) 1990~92年は『中国統計年鑑1993年版』、93年は国家統計局等発表による。

第2表 生産統計(農業、工業、運輸)

単位	1990	1991		1992		1993	
		数量・金額	前年比(%)	数量・金額	前年比(%)	数量・金額	前年比(%)
国民総生産 ¹⁾	億元	17,695	4.1	20,236	8.2	24,036	13.0
国内総生産 ¹⁾	億元	17,681	3.9	20,188	8.0	24,020	13.2
国民収入 ¹⁾	億元	14,384	5.1	16,557	7.7	19,845	14.4
農業総生産額 ¹⁾	億元	7,662	7.6	8,157	3.7	9,085	6.4
食 繼	糧 万t	44,624	9.5	43,529	-2.5	44,266	1.7
綿 花 万t		450.8	19.0	567.5	25.9	450.8	-20.6
搾 油 作 物 万t		1,613.2	24.6	1,638.3	1.6	1,641.2	0.2
サ ト ウ キ ビ 万t		5,762.0	18.1	6,789.8	17.8	7,301.1	7.5
ビ 一 ト 万t		1,452.5	57.1	1,628.9	12.1	1,506.9	-7.5
麻 類 万t		109.7	-2.4	88.4	-19.4	93.8	6.1
蘿 万t		53.4	9.4	58.4	9.4	69.2	18.5
茶 万t		54.0	0.9	54.2	0.4	56.0	3.3
豚(年末数) 万頭		36,241	2.7	36,965	2.0	38,421	3.9
羊・山羊(年末数) 万頭		21,002	-0.8	20,621	-1.8	20,733	0.5
牛(年末数) 万頭		10,288.4	2.1	10,459.2	1.7	10,784.0	3.1
豚・牛・羊肉 万t		2,513.5	8.1	2,723.8	8.4	2,940.6	8.0
牛 乳 万t		415.7	9.0	464.4	11.7	503.1	8.3
水 產 物 万t		1,237	7.4	1,351	9.2	1,557	15.2
						1,785	14.6

第2表 (つづき)

		1990		1991		1992		1993	
		数量・金額	前年比(%)	数量・金額	前年比(%)	数量・金額	前年比(%)	数量・金額	前年比(%)
工業総生産額 ¹⁾	億元	23,924	7.8	28,248	14.8	37,066	27.5	14,140 ²⁾	21.1 ²⁾
重工業生産額 ¹⁾	億元	12,111	6.2	14,447	14.5	19,574	29.0	7,450 ²⁾	22.2 ²⁾
軽工業生産額 ¹⁾	億元	11,813	9.2	13,801	15.0	17,492	26.1	6,690 ²⁾	19.9 ²⁾
石炭	億t	10.80	2.5	10.87	0.7	11.16	2.7	11.41	2.2
石油	億t	1.383	0.5	1.410	1.9	1.421	0.8	1.44	1.3
天然ガス	億m ³	153.0	1.7	160.7	5.1	157.9	-1.8
発電量	億kWh	6,212	6.2	6,775	9.1	7,539	11.3	8,200	8.8
銑鉄	万t	6,238	7.2	6,765	8.5	7,589	12.2
粗鋼	万t	6,635	7.7	7,100	7.0	8,094	14.0	8,868	9.6
木材	万m ³	5,571	-4.0	5,807	4.2	6,174	6.3	6,100	-1.2
セメント	万t	20,971	-0.3	25,261	20.5	30,822	22.0	36,000	16.8
板ガラス	万t	8,067	-4.4	8,712	8.0	9,359	7.4
硫酸	万t	1,197	3.8	1,333	11.4	1,409	5.7	1,314	-6.7
ソーダ灰	万t	379.5	24.8	393.6	3.7	455.0	15.6	530	16.5
苛性ソーダ	万t	335.4	4.5	354.1	5.6	379.5	7.2
化学肥料(有効成分)	万t	1,880	4.3	1,980	5.3	2,048	3.5	2,016	-1.6
化学生薬	万t	22.8	9.6	25.5	11.9	28.1	10.2	24.9	-11.3
エチレン	万t	157.2	12.6	176.1	12.0	200.3	13.7
プラスチック	万t	227.0	10.3	283.0	24.7	330.8	16.9
発電設備	万千瓦	1,225	4.3	1,164	-5.0	1,297	11.4	1,534	18.3
工作機械	万台	13.5	-24.6	16.4	21.9	22.9	39.5	26.2	14.5
自動車	万台	51.4	-12.0	71.4	39.0	106.7	49.4	131	22.8
トラクタ	万台	3.94	-1.0	5.27	33.8	5.70	8.2	3.7	-35.3
機関車	台	655	-3.7	706	7.8	798	13.0
化学生綿	万t	165.4	11.7	191.0	15.5	213.0	11.5	221.5	3.9
綿糸	万t	462.6	-3.0	460.8	-0.4	501.7	8.9	502	0.1
絹	万t	5.66	8.2	6.07	7.2	7.42	22.3
紙・厚紙	万t	1,372	2.9	1,479	7.8	1,725	16.7	1,820	5.5
砂糖	万t	582	16.2	640	10.0	829	29.5	744.6	-10.4
テレビ	万台	2,685	-3.0	2,691	0.3	2,868	6.6
冷蔵庫	万台	463.1	-31.0	469.9	1.5	485.8	3.4	622	28.0
洗濯機	万台	662.7	-19.7	687.2	3.7	707.9	3.0	876.3	23.8
貨物輸送量	億tkm	26,207	2.4	27,986	6.8	29,218	4.4	30,405	4.1
旅客輸送量	億人km	5,628	-7.4	6,178	9.8	6,949	12.5	7,807	12.4

(注) 1) 金額は当年価格、前年比増減率は比較可能価格による。2) 1993年は付加価値ベース。

(出所) 1990~92年は『中国統計年鑑1993年版』、93年は国家統計局発表による。

第3表 投 資 (所有形態別、資金源別、用途別)¹⁾

(単位: 億元)

	1990		1991		1992		1993	
	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)
全社会固定資産投資総額	4,449.29	7.5	5,508.80	23.8	7,854.98	42.6	11,829	50.6
<所有形態別>								
国 有 单 位	2,918.64	15.1	3,628.11	24.3	5,273.64	45.4	8,321	57.8
基 本 建 設 投 資	1,703.81	9.8	2,115.80	24.2	3,012.65	42.4	4,647	54.2
更 新 改 造 投 資	830.19	5.2	1,023.23	23.3	1,461.10	42.8	2,192	50.1
そ の 他 投 資 ²⁾	384.64	97.3	489.09	27.2	799.89	63.5	1,482	85.3
集 団 所 有 制 单 位	529.48	-7.1	697.80	31.8	1,359.35	94.8	2,092	53.9
個 人	1,001.17	-3.0	1,182.88	18.1	1,221.99	3.3	1,416	15.8
<資金源別>								
国 家 予 算 内 投 資	387.65	13.5	372.95	-3.8	334.20	-10.4
国 内 借 款	870.88	21.6	1,292.19	48.4	2,152.02	66.5
外 資 利 用	278.26	1.5	316.27	13.7	457.14	44.5
自 己 調 達 投 資	2,329.49	-1.1	2,878.61	23.6	4,024.63	39.8
そ の 他	583.01	29.5	648.79	11.3	886.99	36.7
<用 途 別>								
生 产 的 建 設	2,768.28	7.6	3,453.39	24.7	5,166.14	49.6
非 生 产 的 建 設	1,681.01	7.4	2,055.41	22.3	2,688.84	30.8
住 宅	1,164.48	9.5	1,417.41	21.7	1,716.91	21.1

(注) 1) 90年の投資には計画に記載されない2万~5万元の少額固定資産投資は含まれない。2) 商品住宅建設投資を含む。

(出所) 1990~92年は『中国統計年鑑1993年版』、93年は国家統計局等発表による。

第4表 工業企業経営指標

	単位	1990		1991		1992		1993	
			前年比(%)		前年比(%)		前年比(%)		前年比(%)
全員労働生産性*									
全 工 業 企 業	元/人・年	26,248	5.1	28,704	9.4	34,338	19.6	...	19.8
国 有 企 業	元/人・年	30,839	0.3	32,304	4.8	36,074	11.7
集団所有制企業	元/人・年	18,171	8.3	20,664	13.7	27,004	30.7
そ の 他 企 業	元/人・年	52,679	13.4	67,599	28.3	82,992	22.8
<国有企業>									
固定資産100元当り実現利潤・税金	元	12.9	-26.3	12.3	-4.7	12.4	0.8
資 金 利 税 率	%	12.4	—	11.8	—	9.7	—	10.6	—
工業総生産額100元当り流動資金	元	31.8	14.8	31.7	-0.3	29.9	-5.7
比較可能製品コスト低減率	%	-7.0	—	-4.8	—	-6.5	—	...	—

(注) * 1990年不变価格計算による。

(出所) 1990~92年は『中国統計年鑑1993年版』、93年は国家統計局等発表による。

第5表 マネーサプライ

	単位	1990		1991		1992		1993	
		金額	前年比(%)	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)
現金流通量(年末)	億元	2,641.2	12.8	3,174.0	20.2	4,329.4	36.4	5,855.5	35.2
M ₁ (年末)	億元	7,009.5	20.1	8,987.8	28.2	11,714.3	30.3	14,244.2	21.6
M ₂ (年末)	億元	14,681.9	28.9	18,598.9	26.7	24,327.3	30.8	30,075.9	23.6

(出所) IMF, International Financial Statistics.

第6表 商業・物価

	単位	1990		1991		1992		1993	
		金額	前年比(%)	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)
(社会商業商品買付・販売・在庫総額)									
商品買付総額	億元	8,221.2	8.1	9,347.9	13.7	10,653.7	14.0
商品販売総額	億元	8,358.1	2.7	9,194.0	10.0	10,739.8	16.8
在庫総額(年末)	億元	4,087.6	11.3	4,237.9	3.7	4,184.1	-1.3
社会商品小売総額	億元	8,300.1	2.5	9,415.6	13.4	10,993.7	16.8	13,593	23.6
消費財	億元	7,250.3	2.5	8,245.7	13.7	9,704.8	17.7	12,237	26.1
農業生産財	億元	1,049.8	2.2	1,169.9	11.4	1,288.9	10.2	1,356	5.2
全国小売物価総指数	年間平均	—	2.1	—	2.9	—	5.4	—	13.0
消費財	年間平均	—	1.6	—	2.9	—	5.6	—	...
食品	年間平均	—	0.3	—	3.3	—	7.7	—	14.3
衣類	年間平均	—	7.1	—	4.1	—	2.8	—	6.2
日用品	年間平均	—	1.9	—	1.5	—	1.4	—	7.9
燃料	年間平均	—	8.2	—	15.6	—	14.6	—	35.0
農業生産財	年間平均	—	5.5	—	2.9	—	3.7	—	14.1
都市住民生活費指數	年間平均	—	1.3	—	5.1	—	8.6	—	16.1
農民生計費指數	年間平均	—	4.5	—	2.3	—	4.7	—	13.7
農業・副業生産物買付價格指數	年間平均	—	-2.6	—	-2.0	—	3.4	—	13.8

(出所) 1990~92年は『中国統計年鑑1993年版』、93年は国家統計局等発表による。

第7表 国家財政(歳入・歳出)

(単位: 億元)

	1990		1991		1992		1993	
	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)
<歳入>								
国家財政総収入	3,312.6	12.4	3,610.9	9.0	4,153.1	15.0	5,114.8	23.2
各種租税収入	2,821.86	3.5	2,990.17	6.0	3,296.91	10.3	4,028.05	22.2
工商税	1,970.87	5.0	2,035.51	3.3	2,277.32	11.9
農牧業税	87.86	3.4	90.65	3.2	119.17	31.5
関税	159.01	-12.4	187.28	17.8	212.75	13.6
企業収入	78.30	23.1	74.69	-4.6	59.97	-19.7	54.33	-9.4
債務収入	375.45	32.7	461.40	22.9	669.68	45.1	693.84	3.6
エネルギー交通重点建設基金徴収収入	185.08	-8.5	188.22	1.7	157.11	-16.5	751.12	31.4
その他の収入	430.74	59.2	406.64	5.6	414.34	1.9	-	-
企業赤字補給金	-578.88	-3.3	-510.24	-11.9	-444.96	-12.8	-412.54	-7.9
<歳出>								
国家財政総支出	3,452.2	13.6	3,813.6	10.5	4,389.7	15.1	5,319.8	21.2
基本建設支出	725.60	16.0	739.75	2.0	764.81	3.4	927.06	21.2
潜在力発掘改造資金・科学技術3項目費用	153.91	5.2	180.81	17.5	223.62	23.7	423.62	89.4
農村生産支援支出・各種農業事業費	221.76	12.5	243.55	9.8	269.04	10.5	321.91	19.7
文化・教育・科学・衛生事業費	617.29	11.6	708.00	14.7	792.96	12.0	960.46	21.1
国防費	290.31	15.4	330.31	13.8	377.86	14.4	432.48	14.5
行政管理費	333.47	17.1	375.81	12.7	463.41	23.3	540.33	16.6
債務支出	190.40	163.1	246.80	29.6	438.57	77.7	337.35	-23.1
價格補助支出	380.80	1.9	373.77	-1.8	321.64	-13.9	296.22	-7.9
その他の支出*	538.66	0.6	614.80	14.1	737.79	20.0	1,080.37	46.4

(注) * その他は当部算出による。

(出所) 1990~92年は『中国統計年鑑1993年版』による。93年は全人代での報告資料から作成。

第8表 金 融 (国家銀行信貸資金平衡表) (年末残高)

(単位: 億元)

	1990		1991		1992		1993	
	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)
<資金供給>								
資 金 供 給 合 計	16,837.88	23.6	20,613.90	22.4	24,269.06	17.7	34,194.62	40.9
各 種 預 金	11,644.83	29.2	14,864.08	27.6	18,891.05	27.1	23,230.33	23.0
企 業 預 金	3,997.68	29.6	4,918.10	23.0	6,815.77	38.6	7,671.62	12.6
財 政 預 金	380.40	-13.1	485.76	27.7	230.68	-52.5	487.31	111.2
機 關・團 体 預 金	614.78	27.0	752.78	22.4	687.46	-8.7	713.10	3.7
都 市 貯 蓋 預 金	5,192.58	39.0	6,790.33	30.8	8,678.08	27.8	11,187.58	28.9
農 村 預 金	850.26	18.7	1,172.47	37.9	1,409.42	20.2	1,752.85	24.4
そ の 他 預 金	609.13	9.6	744.64	22.2	1,069.64	43.6	1,417.87	32.6
債 券	91.99	31.6	134.06	45.7	162.70	21.4	98.63	-39.4
対国際金融機関負債	185.71	33.9	184.67	-0.6	235.98	27.8	217.26	-7.9
流 通 中 の 通 貨	2,644.37	12.8	3,177.80	20.2	4,336.00	36.4	5,864.70	35.3
銀 行 自 己 資 金	1,315.83	9.9	1,481.70	12.6	1,821.63	22.9	2,207.30	21.2
繰 越 金	165.87	39.5	453.78	173.6	-1,178.30	-359.7	-1,204.66	2.2
そ の 他	789.28	7.3	317.81	-59.7	--	--	--	--
<資金運用>								
資 金 運 用 合 計	16,837.88	23.6	20,613.90	22.4	24,269.06	17.7	34,194.62	40.9
各 種 貸 付	15,166.36	22.2	18,043.95	19.0	21,615.53	19.8	26,461.14	22.4
工 業 生 産 企 業 貸 付	3,559.43	30.6	4,235.76	19.0	4,956.05	17.0	6,047.34	22.0
工 業 購 買 販 売 企 業・物 資 部 門 貸 付	652.95	12.2	696.77	6.7	818.80	17.5	974.09	19.0
商 業 企 業 貸 付	5,768.48	20.8	6,691.19	16.0	7,677.71	14.7	9,037.46	17.7
建 築 企 業 貸 付	671.45	11.7	715.01	6.5	906.06	26.7	1,052.16	16.1
都 市 集 団 企 業・個 人 経 営 工 商 業 貸 付	831.26	17.3	950.26	14.3	1,166.49	22.8	1,399.30	20.0
農 業 貸 付	1,038.08	16.0	1,209.48	16.5	1,448.72	19.8	1,720.23	18.7
固 定 資 產 貸 付	2,245.75	26.5	3,044.36	35.6	3,924.55	28.9	5,170.52	31.7
そ の 他 貸 付	398.96	15.1	501.12	25.6	717.15	43.1	1,060.04	47.8
金 買 入	12.04	0.0	12.04	0.0	12.04	0.0	12.04	0.0
外 貸 買 入	599.46	126.6	1,228.11	104.9	1,101.98	-10.3	875.54	-20.5
対国際金融機関資産	258.96	35.2	261.96	1.2	298.41	13.9	336.81	12.9
財 政 借 款	801.06	17.0	1,067.84	33.3	1,241.10	16.2	1,582.07	27.5
そ の 他 支 出	55.92	0.0	--	--	--	--	--	--

(出所) 1990~92年は「中国統計年鑑1993年版」、93年は国家統計局等発表による。

第9表 貿 易 (国別輸出入)

(単位: 億米ドル)

	1990		1991		1992		1993	
	輸出額	輸入額	輸出額	輸入額	輸出額	輸入額	輸出額	輸入額
総 額	620.91	533.45	718.43	637.91	849.98	806.10	917.63	1,039.50
〈アジア〉	445.52	289.98	532.80	375.93	611.25	490.37	526.36	625.76
北 朝 鮮	3.58	1.25	5.25	0.86	5.41	1.55	6.02	2.97
香 港	266.50	142.54	321.37	174.63	375.12	205.38	220.64	104.73
イ ン ド ネ シ ア	3.79	8.03	4.81	14.03	4.71	15.54	6.92	14.51
日 本	90.11	75.88	102.19	100.32	116.99	136.80	157.79	232.53
マ カ オ	5.06	1.61	5.26	1.72	5.29	1.65	5.24	1.54
マ レ ー シ ア	3.41	8.42	5.28	8.04	6.45	8.30	7.04	10.84
パ キ ス タ ン	4.95	0.90	5.98	0.89	5.51	0.92	7.52	0.96
シ ン ガ ポ ー ル	19.75	8.51	20.14	10.63	20.31	12.36	22.45	26.46
韓 国	12.59	6.84	21.79	10.66	24.37	26.23	28.60	53.60
タ イ	8.23	3.71	8.48	4.22	8.95	4.24	7.50	6.01
台 湾	3.20	22.55	5.95	36.39	6.98	58.81	14.62	129.33
〈アフリカ〉	12.97	3.68	10.00	4.26	13.02	5.04	15.27	10.03
〈ヨーロッパ〉	93.18	128.42	94.00	127.04	113.64	160.96	164.29	239.86
ベ ル ギ 一	3.27	3.31	4.17	4.15	5.40	4.49	6.06	7.86
イ ギ リ ス	6.43	13.84	7.28	9.42	9.23	10.14	19.29	16.64
ド イ ツ	20.34	29.37	23.56	30.49	24.48	40.23	39.68	60.40
フ ラ ン ス	6.45	16.63	7.33	15.72	7.64	14.96	12.91	16.45
イ タ リ ア	8.35	10.70	9.32	14.58	10.95	17.48	13.05	27.37
オ ラ ン ダ	9.08	3.99	10.63	4.29	12.00	5.08	16.09	7.14
ス ベ イ ン	1.87	3.20	2.37	3.73	3.29	3.55	5.34	4.73
ス ウ ェ ー デ ン	1.41	2.66	1.73	3.40	2.15	4.76	3.22	6.71
ス イ ス	1.60	4.11	1.69	4.39	1.60	5.23	2.79	10.03
ソ 連*	22.39	21.40	18.23	20.81	—	—	—	—
ロ シ ア	—	—	—	—	23.36	35.26	26.92	49.87
カ ザ フ ス タ ン	—	—	—	—	2.28	1.41	1.72	2.63
〈中南米〉	7.81	15.13	7.95	15.63	10.76	19.00	17.76	19.31
ブ ラ ジ ル	1.07	5.26	0.68	3.46	0.65	5.19	1.92	8.63
キ ュ ー バ	2.72	3.06	2.24	2.02	2.00	1.83	1.77	0.74
〈北米〉	56.10	80.67	67.14	96.55	92.47	108.27	181.63	120.71
カ ナ ダ	4.30	14.78	5.55	16.46	6.53	19.27	11.98	13.75
ア メ リ カ	51.79	65.88	61.58	80.08	85.94	89.00	169.64	106.88
〈大洋州・太平洋諸島〉	5.32	14.85	6.46	17.43	7.95	20.59	12.32	23.61
オ ー ス ト ラ リ ア	4.55	13.54	5.54	15.58	6.61	16.71	10.61	19.49
〈その他〉	0.02	0.72	0.08	1.08	0.89	1.89	—	—

(注) *1991年はCIS。

(出所) 1990~92年は『中国統計年鑑1992年版、1993年版』、1993年はChina's Customs Statistics No.52。

第10表 國際収支、外貨準備高、対外債務残高

(単位：億米ドル)

	1990		1991		1992		1993	
	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)
1.経常収支	119.97	—	132.72	10.6	64.02	-51.8
貿易収支	91.65	—	87.43	-4.6	51.82	-40.7
輸出(fob)	515.19	19.2	589.19	14.4	695.68	18.1
輸入(fob)	423.54	-13.3	501.76	18.5	643.86	28.3
貿易外収支	25.58	177.1	36.98	44.6	0.63	-98.3
受取	88.72	36.6	106.97	20.6	148.44	38.8
支払	63.14	13.3	69.99	10.8	147.81	111.2
移転収支	2.74	-27.9	8.31	203.3	11.55	39.0
民間部門	2.22	—	4.44	—	8.04	—	...	—
公的部門	0.52	—	3.87	—	3.51	—	...	—
2.長期資本収支	64.54	30.4	76.70	18.8	6.56	-91.4
うち直接投資収支	26.57	1.7	34.53	30.0	71.56	107.2
3.基礎収支(1+2)	184.51	—	209.42	—	70.58	—	...	—
4.短期資本収支	-31.98	—	3.62	—	-9.06	—	...	—
5.誤差脱漏	-31.31	—	-67.92	—	-82.74	—	...	—
6.総合収支(3+4+5)	121.22	—	145.12	—	-21.22	—	...	—
外貨準備高	110.93	99.9	217.12	95.7	194.43	-10.5	212	9.0
対外債務残高	525.19	17.3	608.02	15.8	693.21	14.0
債務返済比率(DSR)	11.6	—	12.0	—	9.6	—	...	—

(出所) 1990~92年は『中国統計年鑑1993年版』、93年は各種報道による。

第11表 外資導入状況 (契約ベース)

(単位：万米ドル)

	1990		1991		1992		1993	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計*	7,371	1,208,569	13,086	1,958,260	48,858	6,943,873	83,595	12,327,800
対外借款	98	509,937	108	716,087	94	1,070,328	158	1,130,500
政府借款	82	71,937	93	224,325	75	438,972	132	288,900
国際金融機関借款	16	189,300	15	212,710	19	212,171	26	380,700
その他の	—	248,700	—	279,052	—	414,185	—	460,700
外国直接投資	7,273	659,611	12,978	1,197,682	48,764	5,812,351	83,437	11,143,500
合弁企業	4,091	270,395	8,395	608,005	34,354	2,912,846	54,003	5,517,400
合作企業	1,317	125,410	1,778	213,783	5,711	1,325,548	10,445	2,549,900
100%外資企業	1,860	244,381	2,795	366,695	8,692	1,569,617	18,975	3,045,600
石油開発	5	19,425	10	9,199	7	4,340	14	30,400
その他の投資	—	39,021	—	44,491	—	61,194	—	53,100
補償貿易	—	20,265	—	26,649	—	41,466	—	27,000
委託加工組立	—	13,648	—	14,815	—	11,987	—	19,500
国際リース	—	5,108	—	3,027	—	7,741	—	6,500

(注) *件数には「その他投資」を含まないが、金額には含まれている。

(出所) 1990~92年は『中国对外經濟貿易年鑑1993年版』、93年は对外貿易經濟合作部発表による。

第12表 国・地域別外国直接投資（契約ベース）

(単位：万米ドル)

	1990		1991		1992		1993	
	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)
合 計	659,611	17.8	1,197,682	81.6	5,812,351	385.3	11,143,500	91.7
香港・マカオ	394,349	21.6	750,729	90.4	4,153,112	453.2	7,393,900	78.0
台 湾 ¹⁾	98,400	90.3	138,852	41.1	554,335	299.2	996,500	79.8
日 本	45,700	4.2	81,220	77.7	217,253	167.5	296,000	36.2
シ ン ガ ポ 一 ル	10,349	-6.9	15,521	50.0	72,342	366.1
韓 国 ²⁾	5,618	367.0	16,700	197.3	41,701	149.7	155,700	273.4
ド イ ツ ³⁾	4,564	-69.3	55,805	1,122.7	12,986	-76.7	24,900	91.7
フ ラ ン ス	1,244	29.0	1,019	-18.1	28,862	2,732.4	23,600	-18.2
イ タ リ ア	537	-91.2	1,754	226.6	10,336	489.3
オ ラ ン ダ	2,160	21.9	1,687	-21.9	4,116	144.0
イ ギ リ ス	11,903	274.3	13,197	10.9	28,654	117.1	198,800	593.8
ア メ リ カ	35,782	-44.1	54,808	53.2	312,125	469.5	681,300	118.3
オ ー ス ト ラ リ ア	1,744	-79.1	4,404	152.5	27,569	526.0	63,800	131.4
そ の 他	151,279	—	78,686	—	348,960	—	1,309,000	—

(注) 1) 1990年は各種報道による。2) 1991年まで韓国銀行資料による。3) 1990年にドイツ連邦共和国にドイツ民主共和国併合。1)は90年まで、2)は91年まで合計額には含まれない。

(出所) 1990~92年は『中国対外経済貿易年鑑1993年版』、93年は対外貿易経済合作部発表による。

第13表 日本の对中国貿易（商品別輸出入）

(単位：1,000米ドル)

	1992	1993	前年比増減率(%)		1992	1993	前年比増減率(%)
対中輸出総額	11,949,074	17,273,055	44.6	対中輸入総額	16,952,845	20,564,754	21.3
[機械・機器]	6,613,192	9,937,294	50.3	[食 料 品]	2,787,064	3,224,976	15.7
織 繊 機 械	710,643	869,872	22.4	肉 類	157,871	190,389	20.6
重 電 機 器	110,202	223,543	102.8	魚 介 類	1,008,255	1,233,309	22.3
テ レ ビ	575,666	526,575	-8.5	とうもろこし	275,816	228,002	-17.3
自 動 車	772,405	1,321,106	71.0	[織 繊 原 料]	221,309	195,834	-11.5
科学・光学機器	161,524	238,464	47.6	[金 属 原 料]	30,369	23,854	-21.5
[化 学 製 品]	1,073,570	1,054,841	-1.7	[そ の 他 原 料]	821,834	825,919	0.5
プラスチック	341,491	330,445	-3.2	[鉱 物 性 燃 料]	2,286,286	2,090,033	-8.6
医 藥 品	100,262	74,418	-25.8	石 炭	298,684	292,207	-2.2
化 学 肥 料	1,069	1,359	27.1	石 油 ・ 粗 油	1,789,123	1,676,814	-6.3
[金 属 お よ び 同 製 品]	1,734,559	3,366,972	94.1	石 油 製 品	185,151	99,758	-46.1
鉄 鋼	1,472,352	2,965,781	101.4	[化 学 製 品]	702,501	741,047	5.5
[織 繊 お よ び 同 製 品]	1,223,055	1,384,136	13.2	[機 械 ・ 機 器]	1,112,072	1,794,795	61.4
[非金属鉱物製品]	171,866	173,529	1.0	[そ の 他]	8,991,411	11,668,296	29.8
[食 料 品]	32,613	29,532	-9.4	織 繊 製 品	5,887,435	7,492,424	27.3
[そ の 他]	1,100,219	1,326,751	20.6	鉄 鋼	309,608	325,937	5.3
				非 鉄 金 属	126,691	138,169	9.1

(出所) 日本通関統計（日本関税協会整理）による。